

会議録・平成27年6月16日第2回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成27年6月2日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 6月16日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	西田 一成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	北岡 和成
人権生活環境課長	世古口和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西口 竜嘉	こども課長	世古口 哲哉

文化財保存活用監	中野 敦夫	人権啓発推進監	中瀬 行久
土地利用調整監	松本 雅之	監 査 委 員	西村 和久
教 育 委 員 長	竹本留美子		

1. 会議録署名議員

10番 北 岡 泰 11番 樋 口 文 隆

1. 提出議案

- 承認第1号 専決処分した事件の承認について
明和町税条例の一部を改正する条例
- 承認第2号 専決処分した事件の承認について
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 承認第3号 専決処分した事件の承認について
明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 承認第4号 専決処分した事件の承認について
平成26年度明和町一般会計補正予算（第10号）
- 報告第1号 平成26年度社会保障・税番号制度（国民健康保険業務）繰越明許費計算書
- 報告第2号 平成26年度社会保障・税番号制度（後期高齢者医療業務）繰越明許費計算書
- 報告第3号 平成26年度社会保障・税番号制度（障害者福祉業務）繰越明許費計算書
- 報告第4号 平成26年度社会保障・税番号制度（高齢者福祉業務）繰越明許費計算書
- 報告第5号 平成26年度社会保障・税番号制度（国民年金業務）繰越明許費計算書
- 報告第6号 平成26年度社会保障・税番号制度（児童福祉業務）繰越明許費計算書
- 報告第7号 平成26年度社会保障・税番号制度（健康管理業務）繰越明許費

計算書

- 報告第8号 平成26年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書
- 報告第9号 平成26年度社会資本整備総合交付金事業繰越明許費計算書
- 報告第10号 平成26年度学校体育諸施設整備事業繰越明許費計算書
- 報告第11号 平成26年度大規模改造（空調設置）事業繰越明許費計算書
- 報告第12号 平成26年度土地公有化事業繰越明許費計算書
- 報告第13号 平成26年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書
- 報告第14号 平成26年度社会保障・税番号制度（介護保険業務）繰越明許費計算書
- 報告第15号 平成26年度社会保障・税番号制度（後期高齢者医療業務）（後期高齢者医療特別会計）繰越明許費計算書
- 報告第16号 平成26年度地域住民生活等緊急支援交付事業（地方創生先行型）繰越明許費計算書
- 報告第17号 平成26年度地域住民生活等緊急支援交付事業（地域消費喚起・生活支援型）繰越明許費計算書
- 議案第41号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人数、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 明和町道路線の廃止及び認定について
- 議案第44号 平成27年度明和町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成27年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成27年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）

1. 追加議案

- 議案第47号 平成27年度明和町行政チャンネル放送HD化事業備品購入請負契約
- 議案第48号 教総－8 平成26年度学校施設環境改善交付金事業（繰越） 斎

宮小学校屋外プール施設改修工事請負契約

議案第49号 歴－7 平成27年度社会資本整備総合交付金事業史跡公園維持
管理施設等整備工事請負契約

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第6 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第2回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をいたします。

10番 北岡 泰 議員

11番 樋口 文隆 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（辻井 成人） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの4日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの4日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(辻井 成人) 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出をいただいております、2月、3月、4月の例月出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写し、明和町教育行政大綱をお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、全員協議会でもご了承をいただきました総務産業常任委員会、並びに教育厚生常任委員会との連合審査会での視察研修における委員長報告については、両常任委員会合同の連合審査であることから、本会議での各委員長報告は省略し、お手元の配布をもって報告とすることとします。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(辻井 成人) 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長(中井 幸充) おはようございます。

平成27年第2回明和町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、ただ今は、本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る4月25日、日本時間で午後3時11分ごろ、ネパールの首都カトマンズを中心にマグニチュード7.8の強い地震があり、近隣国を含めて6千人を超す死傷者が出る大災害が発生しました。被災となられました皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に対し、ご冥福をお祈り申し上げます。

そして、その後、国内におきましても、箱根山の大涌谷周辺で水蒸気爆発による小規模な噴火が発生する恐れがあるとして、気象庁から噴火警戒レベル2が発令され、また、鹿児島県口永良部島（くちのえらぶじま）の新岳（しんだけ）では、マグマ水蒸気爆発による噴火が発生するなど、全国各地で火山活動が活発化しています。あらためて自然の脅威を感じずにはられません。

「南海トラフ地震に係る地域防災対策の推進に関する特別措置法（南海トラフ特別措置法）」の、防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域に指定されている当町といたしましては、当初予算でお認めをいただいた「津波避難タワー」の整備に向けた取り組みを、より一層加速させているところでございます。

それでは、3月定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして、簡略にご報告をさせていただきます。

3月27日、松阪市と明和町、多気町、大台町の1市3町が、「松阪地域定住自立圏」を形成することで合意をし、協定を締結をいたしました。松阪地域では、平成23年10月に松阪市が中心市を宣言し、圏域形成の話し合いを進めてきました。県内の定住自立圏形成協定の締結は、いなべ地域、伊勢志摩地域に続いて3番目の締結となります。今後は、平成25年に締結をいたしま

した「伊勢志摩地域定住自立圏」との両方を活用し、さまざまな取り組みを進めてまいります。

4月5日、「全国女性消防操法大会出場選手団結式」を行いました。今年
の秋、10月15日に、横浜市防災訓練センターを会場に開催される「第22回全
国女性消防操法大会」に、三重県代表として出場する明和町消防団女性団員
第6分団を激励したもので、現在、選手らは厳しい訓練を重ねているところ
でございます。

4月の6日、7日、8日には、町内の小・中学校と幼稚園などで入学・入
園式を行いました。今年は、6つの小学校に194人、中学校に246人、3つ
の幼稚園には47人が入園・入学しました。また、「教育・保育・子育て支
援」を総合的に支援する施設として新設しました、幼保連携型認定こども園
の「みようじようこども園」には、曙幼稚園から引き続き入園した4・5歳
児40人と、0歳児から5歳児まで新たに入園した127人を合わせた167人が、
新しい施設で新しい生活をスタートしました。次代を担う子どもたちには、
大きな夢と希望を持って、そして、健やかに成長してほしいと願っています。

4月12日、三重県知事・三重県議会議員選挙が執行され、三重県知事と多
気郡選挙区選出の三重県議会議員は、いずれも再選を果たされました。知
事・県議の皆様方の今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

4月18日には、中央公民館で、平成27年度の講座開講式が行われました。
受講者は、33講座に644人、同好会は47講座に702人、合わせて1,346人になり
ました。最高齢者は、90歳の男性とのことで、その気力に、深く感心をさせ
られたところでございます。自己研鑽、交流も深めていただくとともに、地
域での活動にも期待をいたしたいと思っております。

4月24日、文化庁が平成27年度創設しました日本遺産に、「祈る皇女齋王
のみやこ 齋宮」が認定を受けました。40都道府県238市町村から申請された
83件のうち、認定されたのは当町を含む18件で、「歴史的に魅力ある有形・
無形の文化財群を地域活性化に活用できるとの評価を受けた」と聞かせてい

いただきました。これを日本で唯一の特色ある「齋宮跡」を知ってもらえる絶好の機会ととらえて、広く国内外へ情報発信を行い、来訪者数の増加を図ってまいりたいと思います。

なお、齋宮歴史博物館においても、史跡齋宮跡内で建設中の「平安時代復元建物3棟」の工事見学会を定期的に行っています。工事の完成予定は7月末で、現在、西脇殿は屋根の工事が終了し、素屋根が取り外されました。町も、「歴まち事業」による周辺整備を急がねばならず、御館、そして下園東広場の整備を進めます。

5月1日に、「明和町更生保護女性の会結成20周年記念式典」が、中央公民館で行われました。ジュースづくりや紙飛行機大会の協賛など、子どもたちの健全育成や更正、社会貢献活動に対する会員の皆様の長年のご尽力に、改めて心から敬意を表する次第でございます。

ゴールデンウィーク中の5月3日、大淀海岸や漁港周辺を綺麗にしようと、「大淀海岸クリーンアップ大作戦」が行われました。この取り組みは、地元環境団体である「大淀ビーチクリーン」が呼びかけて始まったもので、今年で6回目になりました。参加された皆さんや関係者の皆さんに、改めてお礼を申し上げますとともに、今後とも、町としての、この活動を支援してまいりたいと思います。

5月14日と15日、総務産業常任委員会、教育厚生常任委員会により、医療費適正化に向けた取り組みと空き家対策の2点について、合同研修が行われました。われわれ行政側も同行させていただき、愛知県東海市と静岡県川根本町を視察させていただきました。議員の皆様と同じ目線で視察研修をさせていただくことができ、これからも共通の認識を持ちながら、円滑な行政推進に取り組んでまいりたいと思います。

5月21日には、議会の総務産業常任委員会におきまして、平成27年度の町単事業の採択について、現地調査を実施させていただきました。まち整備課の関係では、平成24年度から5カ年計画の自治会からの要望箇所をそれぞれ評

価し、評価点の高い箇所を優先しました。また、農水商工課の関係では、地元自治会及び明和土地改良区からの要望等で、用排水路の改修等を採択案といたしました。現地調査を終え、慎重審議していただいたところ、いずれの採択案も決定していただくことができました。本会議で承認いただいた後、数々のご意見を反映させていただき、早期に工事着手できるよう努力いたします。

5月27日、町と松阪郵便局、明和郵便局及び町内の簡易郵便局を合わせた7局で、「災害発生時における明和町と明和町内の郵便局の協力に関する協定」を結びました。避難所での臨時ポストの設置や、被災者が出す郵便物の料金免除、また、郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供などにおいても、協力していただけることになりました。誠に心強い限りであります。

5月28日、恒例の全町自治会長会を開催をいたしました。議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございました。各課の業務説明などを通じて、町政運営へのご理解を深めていただき、自治会と役場の関係をより密接にさせていただくことができました。この日は、会議の後、「みようじょうこども園」と「斎宮跡復元建物」の施設見学も行っていただきました。

今年4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、5月19日と6月2日に、「明和町総合教育会議」を開催をしました。教育に係る課題やあるべき姿を教育委員会と共有し、連携して教育行政に取り組むために設置したもので、「明和町教育行政大綱」の策定に向けて、協議を重ねたところでございます。今後はこの大綱に基づき、より具体的な内容の協議を重ね、町の教育の指針としたいと考えています。

6月5日、安倍首相は、2016年に日本で開催される、「主要国首脳会議（サミット）」を、三重県志摩市で開催すると表明されました。具体的な取

り組みについては示されていませんが、今後は、「伊勢志摩サミット」の成功に向けて、町も協力してまいりますとともに、わが町の情報発信にも積極的に取り組んでまいりたいと思います。

町の2大イベントの1つとして位置づけております『斎王まつり』は、日本遺産の認定や実物大復元建物の完成が近づいていることもあり、町民の皆様を始め、県内外から多くの方々にお越しいただき、33回目を迎えた今年も盛大に開催されました。2日間にわたり、大きな事故もなく無事に終了することができましたことは、ひとえにまつりに携わってくださいました関係者の皆様のお陰であり、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

次に、北山結子さんの行方不明事件ですが、残念ながら未だ解決には至っておりません。事件から18年が経過をしましたが、この事件を風化させることのないように、今年も6月の12日に、斎宮駅、明星駅と町内のショッピングセンターにおいて、警察官や町職員等で情報提供を呼びかける捜索用チラシの配布を行ったところでございます。どんな些細な情報でも結構です。松阪警察署にお寄せいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会の上程議案につきましては、専決処分した事件の承認4件、繰越明許費計算書の報告17件、条例の一部改正ほか3件、そして、平成27年度一般会計補正予算ほか2つの特別会計補正予算をお願いしております。

今後も、町民の皆様が安全で安心して、日々充実した暮らしができるよう町政を推進するため、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら、最大限の努力をしてまいりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

それでは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、多気東部土地開発公社の決算報告をさせていただきます。

去る平成27年5月の21日、明和町において平成27年度第1回理事会が開催

され、平成26年度決算が審議され、原案どおり議決されました。

報告書の2ページの平成26年度損益計算書をご覧ください。

1. 事業収益は、(1) 公有地取得事業収益は756万9,140円で、明和町社会資本整備総合交付金事業、本郷勝見第2線に係るものでございます。

(2) 土地造成事業収益は2億1,231万7,600円で、多気クリスタル工業ゾーン造成事業実績となり、事業収益は2億1,988万6,740円となります。

2. 事業原価も同額で、差し引き事業総利益は0円となります。

3. 販売費及び一般管理費、(1) 公租公課費は7万円でございます。
(2) 役務費972円は、残高証明書の発行手数料、事業損失は7万972円となります。

4. 事業外収益、(1) 受取利息は、基本財産に係る受取利息で5万42円。

5. 事業外費用、6. 特別利益、7. 特別損失は0円となります。

よって、8. 当期純損失は2万930円となります。

続きまして、3ページ、平成26年度貸借対照表をご覧くださいと思います。

資産の部、1. 流動資産 (1) 現金及び預金は2億7,204万167円、(2) 事業未収金は2,596万5,860円、(3) 公有用地は5億1,248万4,133円、(4) 完成土地16億416万4,545円、流動資産合計がですね、24億1,465万4,705円となります。

2. 固定資産、3. 投資その他の資産 (1) 出資金は400万円で、明和町多気町がそれぞれ200万円を出資しております。固定資産合計は400万円、資産合計は24億1,865万4,705円となります。

続きまして、負債の部、1. 流動負債、(1) 未払金は3,298万7,800円、流動負債合計は3,298万7,800円となります。

2. 固定負債、(1) 長期借入金は23億8,050万円となり、負債合計は24億1,348万7,800円となります。

資本の部、1. 資本金（1）基本財産は400万円、2. 準備金（1）前期繰越準備金は118万7,835円、（2）当期純損失は2万930円であり、準備金合計は116万6,905円、資本合計は516万6,905円となります。負債資本合計は24億1,865万4,705円となり、この額は資産合計と一致いたしております。

4ページにつきましては、キャッシュフロー計算書ですので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、5ページ、多気クリスタル工業ゾーン造成事業の継続費精算報告書、それと6ページにつきましては、資本的支出の繰越計算書となっております。

7ページにつきましては、監査報告でございますので、説明を省略をさせていただきます。

以上、多気東部土地開発公社の決算報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務産業常任委員会 奥山幸洋委員長登壇願います。

○総務産業常任委員会委員長（奥山 幸洋） 所管事務調査報告をさせていただきます。

平成27年第1回定例会において、閉会中の継続調査となりました下記調査事件について、会議規則第77条の規定により、調査結果を次のとおり報告します。

記

1. 調査事件 町単事業について

2. 委員会開催日 平成27年5月21日

3. 委員会出席者 委員7名、副議長、町長、副町長、関係の課長・係長

4. 調査の概要

5月21日に開催された委員会では、農水商工課からは、町単土地改良補助事業5箇所の採択箇所（案）につきまして、また、まち整備課からは、町道改良事業1箇所、町道舗装事業2箇所の採択箇所（案）について、それぞれ概要説明と詳細な現地調査を行いました。

平成27年度分の採択箇所（案）は、農水商工課は、自治会並びに土地改良区の要望の中から、緊急性等を考慮し作成。

まち整備課からは、自治会要望の中から、採択基準（評価点方式による点数の高い順序）から作成されております。

まず、農水商工課の、町単土地改良補助事業は13箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は、5箇所を予定しており、全体進捗率は他事業等を含め76.92%です。

次に、まち整備課からの町道改良事業は、5カ年で103箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は、1箇所を予定しており、全体進捗率は継続11箇所、早期4箇所を含め39.81%です。

町単事業は32箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は2箇所を予定しており、全体進捗率は継続1箇所、早期1箇所を含め43.75%です。

採択（案）について、それぞれ所管事業ごとに調査を行いました。

5月21日の委員会では、委員から、
農水商工課所管

1. 10番の排水路浚渫（斎宮地区）について、堆積土の処分地の見直しを。堆積土は産業廃棄物か一般廃棄物か。

2. 7番の用水路改修（下尾地区）について、下流から施工するのでは。まめ板は取替えるのか。柵の考え方は。予算額で実施すると、田の幅員のね途中までとなる。

3. 今回5箇所の採択で予算的に大丈夫か。予算の範囲内で補助されたい。
まち整備課所管

4. 13-1の側溝改良(南区)について、ポリエチレン管とはどのようなものか。上水道管が布設されているので、施工にあたっては、上下水道課と十分協議されたい、との質疑がありました。

これに対し執行部からは、①下御糸漁港は仮置き、その後適正に処分を行う。堆積土は、一般廃棄物。

②用水路は上流から、排水路は下流からと考えている。用水路の不陸が悪くオーバーフローするため取替える。柵部分の施工については、確認する。予算の範囲内で区切りのよいところまで施工する。

③土地改良補助は上限150万円に対し70%の補助で5箇所実施。従って、120万円程度の補正が必要となる。当初予算400万円は例年頭出し予算。

④塩ビ管より丈夫で可とう性があり、浅場の埋設に適している。(参考資料配布) 上下水道課と連携調整を行う、との答弁がありました。

5. 調査の結果

●農水商工課所管事業

町単土地改良補助事業 5箇所

●まち整備課所管事業

町道改良事業 1箇所

町道舗装事業 2箇所

の採択案をそれぞれ全員賛成で認めることに決定しました。

特に、生活関連基盤整備のため、町単事業予算の確保を強く要望したことを附言いたしまして、総務産業常任委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長(辻井 成人) 奥山幸洋委員長の報告が終わりました。

報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 補足説明をされる方がないので、これから質疑

を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

以上で、日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を終わります。

◎一般質問

○議長(辻井 成人) 日程第6 一般質問を行います。

一般質問は、5名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番通告者は、樋口文隆議員であります。

質問項目は、「マイナンバー制度について」、「斎宮跡及び南部丘陵地の活性化・活用について」の2点であります。

樋口文隆議員、登壇願います。

11番 樋口文隆議員

○11番(樋口 文隆) おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず、町長、行政報告にもございましたように、先週開催されました斎王まつり、大変な人がですね、来町いただきました。天気にも恵まれましたし、またこれ、駐車場のほうもですね、随分と駐車する車が多くて、9割がたですね、もう満車になっておったということで、随分、警備の方も驚いており

ました。これひとえにですね、日本遺産の効果かなというふう感じたところでございます。

さて、今回、トップバッターですね、登壇をさせていただきました。たまたま本日、6月16日はですね、ケーブルテレビの日だそうです。1972年、昭和47年に有線テレビジョン放送法が設立したことを記念いたしまして、1991年、平成3年にですね、当時の郵政省、現では総務省でございますが、ケーブルテレビ事業者などと制定をした日だそうです。

今日は、傍聴の方もたくさんお見えになっておりまして、その中、ケーブルテレビでもですね、収録をいただいております。簡潔、かつ前向きなですね、答弁をよろしくお願いをしたいと思います。もちろん、簡潔、かつ前向きな質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

今回、私の質問はですね、2項目でございます。

まず、1つ目の質問でございます。社会保障と税番号制度についてでございます。これをですね、導入するための法律が平成25年、2013年の3月1日に閣議決定をされまして5月31日に公布をされ、現在、マスメディアを通じまして、政府広報及び町のケーブルテレビでもですね、広報をしていただいております。

この制度は、国民一人ひとりにですね、12桁の番号を割り当てまして、氏名、住所、生年月日、個人所得、納税実績、年金などですね、個人情報、その番号で把握をして、管理をできるようにするものでございます。

年金につきましてはですね、先日も年金機構がウイルスメールによりまして、個人情報、約125万件がですね、流出をした事件が発生しましたので、事件の検証を踏まえまして、年金との連携開始については、その導入時期について見直しを検討するということになっております。

それとですね、この前、6月9日ですか、新聞報道、これにですね、マイナンバー法の法案の採決の先送りということで、これ衆議院のほうは通過したんですけども、参議院のほうでですね、今回、こういった年金のデータ漏

れがございましたので、そういった共通番号制度の利用範囲をですね、預金、今度のこの改正は預貯金の口座などに広げるような共通番号制度の法改正やというふうに聞いておりますが、このことについてはですね、ちょっと当面、先送りにされたというような報道がございました。

しかしですね、その先駆けて6月5日、これも時事通信の報道ですけども、甘利社会保障の税一体改革担当相がですね、全体のスケジュールについては、そのまま進めていくと語られて、必要に応じて流出不正利用の防止策を講じたうえで、予定どおりに制度を始める姿勢を示されたということでございますので、これあえてその粛々と進められるというふうに受け止めさせていただきます。

でですね、マイナンバー法というのはですね、先ほども延べましたとおり、主に社会保障、税制度の効率性とか透明性を高めまして、住民にとって利便性が高く、やはり公平公正な社会を実現するためにですね、社会基盤にすることを目指しておるというふうに謳っております。

そして、長期滞在の外国人や法人にもですね、番号を割り当てまして、希望者には番号と顔写真が記載されました個人カードが交付されるということになっております。多岐にわたります個人情報、一つの番号で管理できるため、行政事務の効率化によるコストの削減、そして、行政手続の簡素化、社会保障給付の適正化ができるとしています。政府はこの制度の運用開始を平成28年、2016年のですね、1月から予定をしております、本町においても今年の10月から順次番号の符番通知が開始されるということになります。

そのため、各自治体におきましては、これまでにですね、体制の整備や業務の見直しに関連する条例の制定とか、また改正などが必要となってまいります。すでに準備は進めていただいていると思いますが、しかし、この制度につきましては、すでに導入をしている先進国の間でですね、成りすまし犯罪とか、また情報の漏洩被害なども報告をされております。特にですね、セキュリティの対策、これはですね、万全な対策を図る必要がありますが、

今後、起こり得るさまざまな問題点もしっかりと把握したうえで、進めていかなければならないと思います。

そこで、何点か質問させていただきます。この項目についてはですね、ちょっと7項目ぐらいありますので、時間の関係もありますので、一括して質問をさせていただきます。

1点目です。運用開始までに至る今後の工程表はどのようになっていますか。

2点目、各課が独自で対応するのではなくて、番号の活用やシステム構成など、庁舎内での取り組みが必要となります。現在、防災企画課のほうをですね、中心に調整会議も行ってみえますが、その進捗度はどのようになっていますか。

3点目、番号通知作業の段階で、さまざまな問題点が考えられますが、その対応への検討はしてみえますか。

次いきます。4点目、この制度を占める総額の予算と国の補助金等はいくらいただけるのでしょうか、お答えください。

5点目、利便性と費用対効果につきまして、どのようにお考えしてみえますか。

6点目、本町での独自利用の検討や個人情報保護条例はじめ、関係条例の改訂等については、いつごろ上程されますか。

7点目、情報漏洩の危険性とその対応策について、取り組みをどのように考えてみますか。

以上、7点につきまして、まずお答えください。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 樋口議員のほうから、マイナンバー制度の取り組みの状況について、ご質問をいただきました。

これは、先ほど樋口議員のほうから種々ご紹介をいただきましたので、重複する部分はもう避けたいというふうに思いますが、平成28年の1月に制度

が開始される予定でございます。この社会保障と税の共通番号、マイナンバー制度、これはですね、国民一人ひとりに割り振る12桁の番号で、今年の10月から番号が送付され、来年から税、あるいは社会保障、災害対策の3分野に活用されるということでございます。

特にですね、今、課題となっておりますのは、先ほどご紹介いただきましたように、先般、日本年金機構がウイルスでやられてしまったと、125万件の個人情報が出たということの中で、この、いわゆるセキュリティ対策をどうしていくかというのが、一番の課題であるというふうにとらえておるところでございます。で、明和町ですね、実はその情報システムの状況というのがどうなっているかというのを、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思いますが、平成23年の10月からですね、自庁方式、町内でやっている方式からクラウド方式ということで、実は外にですね、サーバーを置くというようなことで、住民の情報系システムはイーアド2とこう呼んでおりますけど、各課の部分とかいうのをですね、中でやるんではなしに、外にその大事なデータ等々を置くようにしながらですね、業務システムの運営で実は現在動かしているということでございます。

したがって、このシステムはですね、一般のインターネット回線とはもう全く接続をしておりません。専用回線によりましてですね、町外にあるデータセンターと、データのやり取りをやっているというのが、今の現状でございますので、いわゆる心配される通信傍受とかですね、いわゆるありましたそのハッカーによるウイルスで云々というような、そういったところの心配は今のところしていないわけではありますが、ただ、やはり個人情報ということの中で、いろんな使われ方がこれからされるわけがありますので、このセキュリティ対策をですね、きちっとやっていかないといけないと、そのように考えておるところです。

庁舎内ですね、職員が色々使っているパソコン、その端末上にですね、町内の皆さん方のその個人のデータ色々あるわけですが、それらをこう保存

しているかという、そういうことではありませんので、例えばウイルスが入り込んできたとしてもですね、町民の皆さんのその個人情報漏洩していくという、そういう考え方には今、ちょっと立っていないというのが、今の状況でございますが、しかしながら、色々なそのウイルスというのですか、ハッカーのその状況を考えてみますとですね、さらにこう入り込んでくる可能性は、全くゼロということではございませんので、この明和町の情報システムのセキュリティ、ここら辺に少し重点を置いてですね、やはりこれからの作業を進めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

なお、7件のご質問をいただきました。先ほどご紹介いただきましたように、中心に防災企画課のほうでですね、色々、今取り組みを行っていただいておりますので、運用開始に至るまでの今後の工程、あるいは全町的な取り組みの進捗状況、そういったものについては担当課長のほうから詳細について答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

何点かご質問いただいたわけでございます。まず、第1点目のですね、運用開始までに至る今後の工程、どういったことになっているかという1点目のご質問でございます。現在、今後の工程といたしまして大きく4つの工程に分けております。

1つは、番号通知関係でございます、10月1日から住民への個人番号の符番が開始されます。で、これ3点目のご質問の中でですね、番号通知作業の段階で出てくるさまざまな問題点ということもご質問いただいておりますが、まず10月から、この符番された番号というのは、各世帯ごとに郵便書留で送られてまいります。そういった場合にですね、住所を置いていないと届かないといった問題点があるわけございまして、現住所明和町に有しないというときにですね、届かないとかいった部分の問題が発生してまいります。

ただ、こういった部分についても書き留めの送達されるというようなこと
もございまして、そういったやり取りについてはですね、今後、国の中での
整理がなされていくというふうに思っているところでございます。

それとですね、この10月5日からですか、個人の番号がですね、個人の番
号の符番が開始されるわけでございますけども、希望者から、地方公共団体
情報システム機構、新たにつくられた機構でございますが、個人番号カード
の交付申請を行われます。普通のペラペラのカードだけではなく、I Cチ
ップの入った個人カードを希望される場合は、こういった交付申請をされま
して、この個人番号利用の開始につきましては、来年の1月1日から交付申
請者分の個人番号カードがですね、町のほうに1月5日前後であると思いま
すが、窓口のほうで交付を、町に納品され、交付を開始させていただくとい
うことで、こういった番号通知関係については、進めさせていただいており
ます。

また、私どもが主でやらさせていただいておりますし、現課は現課でやっ
ていただいておりますシステム改修関係でございます。この各システムの改
修につきましては、平成28年の1月1日までに完了して、平成29年の7月ま
で連携テストを実施いたします。この連携テストと申しますのは、自治体間
での情報連携の開始が始まるのがですね、平成29年の7月からとなっております
ので、そういった不具合が起きないかといった部分についてのテストと
いったこととなります。

また、条例の工程では、個人情報保護条例関係の見直しの検討、それと改
正、制定、独自事業事務の検討、制定について平成28年10月までに実施いた
します。で、条例関係については後ほど総務課長のほうが、また、独自事業
事務につきましては、福祉保健課長のほうから、またあとで説明をさせてい
ただきたいと思っております。

そういった形ですね、進めさせていただいておりますし、私ども、あと
広報周知という部分もございまして、こういった工程につきましては、先月の

5月からですね、行政チャンネルのほうで住民向けのマイナンバー番組、15分番組なんですけど、制作をいたしまして、今、常時流させていただいております。また、広報めいわのほうの8月号からですね、番号カードのお知らせといった記事を掲載していく予定をしているところでございます。

続きまして、次のご質問でございました、全庁的な取り組みが必要であり、どのような形で役場のほうでは進めているのか、その進捗度はということでございます。当町の体制といたしましては、番号制度対応、マイナンバー対応というような特別な対応をとっているものではございません。あくまでも既存のラインと申しますか、枠組みに沿ったものとなっております。税や社会保障業務につきましては、それぞれの現課対応でお願いしておりますし、情報システム構築改修につきましては私ども防災企画課で、個人情報保護関連については人権生活環境課、条例整備については総務課が担当していただいております。従来どおりの役割分担となっておりますが、実施に向けた作業指示とか各種説明会、研修会、こういった開催等については防災企画課のほうでとりまとめさせていただいております。

なお、進捗状況につきましては、先ほどの作業工程の中でご説明をさせていただいたとおりでございまして、それぞれ大きく4つの工程の中で進めさせていただいております。ご理解をいただきたいと思っております。

それと、この制度に占める総額予算と国の補助金等のご質問でございますが、平成27年度のマイナンバー関連予算につきましては、総務省分と厚生労働省分の色々の補助率がバラバラでございます。10分の10もございましたら、3分の2補助といった部分もございまして、それぞれの項目を集めさせていただいて、大枠で答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、総務省、厚生労働省分合わせまして、補助対象予算額は4,282万1,000円で、補助金見込み額につきましては2,158万6,000円、これに平成26年度分の厚生労働省所管システムに関しましては、国がですね、仕様を確定してこなかったと、システムの仕様を確定してこなかったといったことか

ら、県内の全市町でですね、この予算については27年度へ明許繰越をしているということがございます。この明許繰越をいたしました明和町のかかる分と申しますのが、1,366万8,000円で、補助金交付決定額になりますが、540万7,000円となっております。また、そのほかに、補助対象外経費といたしまして575万1,000円について、予算計上をしております。

したがいまして、平成27年度のマイナンバー関連予算の合計は、総額6,224万円、うち補助金見込み額等につきましては2,699万3,000円となります。

続きまして、利便性と費用対効果について、どう考えているのかというご質問でございます。マイナンバー制度によるメリットにつきましては、先ほど樋口議員のほうからも申しただいたとおりでございます。行政事務の効率化、あるいは社会保障給付の適正化、税金の公平な課税など、色々さまざまな従来の照合事務、転記、入力といった事務に労力を要していたわけでございますが、そういったものにかかる労力が削減されるといった、行政上のメリットが多くあるわけでございます。また、住民側にとりましても、今まで必要とされてきた所得証明書等の添付書類の削減など、行政手続の簡素化といったメリットが考えられます。

反面ですね、先だって起こりました日本年金機構の基礎年金番号など、年金情報が約125万件流出した事件につきましては、逆にですね、個人情報保護の懸念材料でもございまして、情報が流出して悪用されれば、広範な被害に結びつく可能性もあるものでございました。

そういった中で、費用対効果ということなのですが、現在、国の段階においても費用対効果、いくら効果が出るんやといったものについては明言されていない状況でございます。多くは定型的な効果でございまして、数値化が難しいとされておりました。費用対効果の試算はなされておられません。今後ですね、番号制度の詳細等について検討進めていく中で、どの段階で、どのような試算ができるのかといったことについて、関係機関とも相談していくということとされております。

このことについては、私ども町も同様でございます。今後、制度を運用していくうえで、どういったことが行政運営の効率化に資するかといった点につきましてはですね、今後、検証行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、情報漏洩の危険性とその対応策についての取り組みでございます。こちらにつきましては、本当に住民の皆様にとっての個人情報、システム上でのトラブルや外部からの不正行為などによって漏れないかと心配される方も多くいると思います。マイナンバーによって便利になる点と、個人情報の流出というのは諸刃の剣のようなものでございます。だからこそ、今まで以上に、従来以上にですね、個人情報保護のレベルを上げていかなければならないというのは、もう当然のことでございます。こういったことについて、具体的にどのように進めているのかといったことについて、答弁をさせていただきたいと思っております。

この制度につきましては制度上の保護措置と、システム上の保護措置が講じられることとなります。まず、制度面の保護措置につきましては、まず、1点目でございますが、マイナンバー法の規定によるものを除き、マイナンバーの利用、収集、保管、提供などが禁止されております。

また、2番目でございますが、個人情報が保護される仕組みになっているかを、事前に評価する特定個人情報保護評価の実施が自治体に義務づけられております。

それと、3点目でございますが、特定個人情報保護委員会といったものの中ですね、監視監督が行われることとなります。それと今まで以上の罰則が強化されるといったものが制度面での強化保護措置になってまいります。

それと、システム面の保護措置でございます。冒頭、町長のほうからも明和町の情報システムの現状については答弁もさせていただいたところでございますが、まず、今回のマイナンバーにつきましては、個人情報を一元管理せず、分散管理することとなります。ですので、国が特定の個人の方の情報

をすべて持ってしまうということではなしに、それぞれの部署で、その情報が守られる、保管されるという形になります。

それと、2番目でございますが、情報提供ネットワークシステムを利用した情報提供に際して、マイナンバーとは別の符号を使用することになりますということでございまして、マイナンバーは12桁の番号が10月から各個人個人に符番されるわけでございますが、実は、その番号プラス役場が現在いろんな業務の中で個人の住民の皆様にはですね、年金なり何なりということで、6桁、7桁、8桁いろんな数字の番号を基に利用させていただいております。そういった番号を紐付きという形で付けさせていただきますので、なかなか外から、その番号を照合するというのは難しい形になってまいります。また、アクセス制限により、アクセスできる者を制御管理いたします。

それと、閉じられたネットワークで運用し、通信用暗号化していくということでございますので、先ほどの年金機構のようにファイルサーバーの中の添付で開けてしまって、ウイルスに感染してしまうといった状況とは、また異なった形となってまいりますので、そういったシステム面での保護措置を講じてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 失礼します。

私のほうから、6点目の本町での独自利用の検討についてとのご質問について、お答えさせていただきます。町では、マイナンバー法に定められている法定事務以外で、法定事務に類似している町が行っております地方単独事務など、個人番号を利用することで、事務の効率性、確実性、そして町民の皆様のご利便性の向上が図られる事務について、独自利用を検討しているところです。

具体的には、現在のところ、明和町福祉医療費に関する条例で扱っております子ども医療費の助成事務、障がい者医療費の助成事務、一人親家庭等の

医療費の助成事務について、個人番号を利用したいと考えております。今後、個人番号を使用できるように条例を定め、福祉医療費システムの改修等を行う予定で準備を進めております。以上です。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西田 一成） 失礼します。

私からは、個人情報保護条例の改正について答弁申し上げます。現行の個人情報保護条例では、もちろん個人の情報の適正な管理義務や目的外利用の禁止など、個人情報を適正に取り扱うために必要なルールなど定めておりますが、先ほど来のお話のように、この度のマイナンバー法が施行されまして、個人番号が符番されることとなりますが、この個人番号というもの、もちろん個人情報に該当しますので、このことにつきまして、明和町の個人情報保護条例の規定が適用されるように、所要の改正を行うこととしておりまして、その上程の時期でございますが、今定例会に一部改正の議案を上程させていただくということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

樋口議員。

○11番（樋口 文隆） 確かにですね、国のほうも色々な不測の事態というのですかね、そういったこともございますので、遅れたりしておるところもあると思います。

まず、3点目のところですけども、いろんな番号通知作業の中ですけど、段階で問題点が行ってこないかということで、防災企画課長申されたようにですね、国のほうからの、個人から国のほうへこう申請されるということで、その辺ですね、スムーズにいけばいいかなというふうには思うわけですけども、番号、例えばですね、この交付のときですね、個人カードの交付のときは、いわゆる来庁方式っておっしゃられましたね。来庁方式で市町が行っていくんやということで申されていたんと思います。

そういったときにですね、いわゆる町民の方々がこう一度に、こうパアッと押し寄せられないかとかね、そんだけ繁栄したら結構なことなんですけども、そういったことが考えるし、また、お勤めされておる方についてはですね、色々やはり休日とか時間外とか、そういったこともあられると思います。

それと、もう一つですね、ちょっと聞くの忘れておったんですけども、やはりその今、DVというのですかね、そういった問題点もあると思うんですよ。住所はわかっておっても明らかになかなかしにくいというような点、また、そういった方もやっぱり社会保障の給付や、やっぱり子どもさんの関係で学校のこととかですね、色々あるということですから、これはマイナンバーも必要になってくるというのですけども。

それと、もう一つね、高齢者の方、こういった方の、要するに情報弱者というのですかね、そういった方に対する対応については、どのように考えてみえるかというのだけ、ちょっとお答えください。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 4点ほど、再質問いただいたわけでございます。

まずですね、今回の10月から始まる部分については、あくまでも番号の通知だけとなりますので、これから個人番号のICチップの申請をしない方は、それでお終いになります。番号が通知された段階で、その12桁の番号をいろんな部分で使っていただくと、その中で、現在、住民基本台帳カードというか、住基カードを発行しておりますが、そういう形で顔写真付きのですね、カードをご希望される方は国のほうへ申請をすると、その中で1月5日ごろにですね、明和町のほうに納品がされますので、そういったものを交付していくということになります。

で、樋口議員がご心配いただいておりますとおりでですね、一度に窓口に着けてしまつては、そういった交付事務が煩雑になるやろということもございますので、地区を分けるとか、色々やり方でですね、そのカードの交付に

については日時指定をするなりの工夫等が、これから考えていかなあかんことかなといった点。

それと、もう1点、日曜開庁、現在しておりますので、日曜開庁事務の中でもお仕事をされておる方についてはですね、日曜開庁、日曜日にご来庁いただいて、処理ができるといった形ですね、整理もできるんじゃないかと、こういった点については、今後、詰めていかなければならない点であると考えますが、そういったことも現在のところは考えております。

それと、DV、ドメスティックバイオレンス等ですね、住所が明和町の住民であっても他所へ行って、住民票は置いていないわけでございます。そういった形の方についてはですね、また、新たな部分での措置というのが講じられるということであろうということございまして、先ほどの高齢者の対策であったりとか、いろんな部分の詳細な部分については、今後のですね、事務過程の中で色々と検討も加えていきたいと思うところでございます。

ただ、このマイナンバー法が施行されることによりましてですね、住民の方にも行政にも過度な負担とならないように、十分納得感を持ってですね、円滑に制度をいかに導入できるかといったことが、一番重要でございますので、そういった点、先ほどご意見いただいた以外の点も色々な部分での、私どもがまだ気づいていないようなことがあろうかと思っておりますので、そういったものをですね、現場で事務を与る立場においてですね、整理もさせていただきたいというふうにも思いますし、また、この制度、国のほうで今、進めさせていただいておりますが、準備事務を通じてですね、やはりこの制度のサービスの課題、こういったものも私どもの立場であれば見えてくる点もあろうかと思っておりますので、こういった点もですね、県、国のほうへ上げさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

樋口議員。

○11番（樋口 文隆） これからですね、マイナンバーのほうはいろんなことで

ですね、色々問題も提起されるというふうに考えますし、これからだというふうに考えますけども、やはりいずれにしても、町民のニーズの利便性やですね、そういったことを高めるということで、広報の啓発は十分にさせていただきまして、また、これ最新の技術導入されるということは本当に結構なことなんですけれども、やはり町長も先ほど言われたし、課長も言われておるわけですけどもね、やはりそういった情報漏洩とか、また、これねえ、やはりどっだけ立派な機械でも人が使うわけですよ。だから、そういった人的ミスが起こらないように、個人情報扱う意識をね、高めていただいて、スキルも高めていただいて、研修をしていただいて、制度対応がですね、今後、十分に進められるように、また町民の皆様にご理解をいただけるようなことをしていただきたいと、これ要望で申し上げます。

次、時間もございませんので、端折っていきます。

2項目目でございます。斎宮跡及び南部丘陵地の活性化・活用についてでございます。斎宮跡は、昭和54年3月27日に、官報告示により国指定を受けました。質問に入ります前に、斎宮跡の経緯を少し述べたいと思います。

昭和45年に宅地開発から端を発しまして、県の範囲確認調査、並行いたしまして、県議会の斎宮跡保存検証議員連盟、また町議会も何度となくですね、国や県に陳情を行っておりました。当議会におきましても昭和53年の8月4日、斎王旧跡の史跡指定に同意する地権者並びに地域住民の条件を指示する決議ということでですね、地権者に7項目にわたります同意条件が提出され、同議会でも条件を全面的にですね、支援をし、これが史跡指定に賛同したというところがございます。

その後もですね、指定を目途といたしまして、条件整備がなされてきました。最終的には町議会並びに町行政、及び県の積極的な働きかけによりまして、地元関係者の76.4%の指定同意を得て、同年の9月11日に明和町は県を通じまして、文部大臣宛に指定申請を提出したということがございます。そして、10月27日の国の文化財保護審議会で、斎宮跡は国史跡として指定保存

するよう文部大臣に答申をされ、国指定が確定的になったということでございます。

私もですね、学生だったんですけども、斎宮小学校で、講堂で、北村主任調査官がですね、指定へ向けての講演をされました。その中で、斎宮跡はサイトミュージアムでありますと、こう述べられたわけであります。これは史跡整備とともにですね、600世帯の住民のですね、密集した生活をともにした中でですね、住環境を整備の充実や調和についてですね、講和をされたというふうに記憶をしております。地権者の理解と納得を基本に指定へと動いたということで、これは前段にも述べたとおりでございます。

そしてですね、国史跡指定以後、36年が経過する中ですね、ようよう実物大の建物が完成するタイミングでですね、また、文化庁4月24日に日本遺産第一弾としてですね、40都道府県の83件の提案の中から、先ほど提案説明ありましたように、18件を認定されたということでございまして、そして当町の「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」が選ばれ、認定をされたところでございます。

これ、町当局をはじめですね、地権者の会の方々の関係者のご努力の結果ではあると思いますが、この日本遺産は、厳しい保全体制と普遍的な価値の説明が求められる世界遺産とは異なりまして、地域活性化を主眼として、新事業として位置づけられておるところでございます。

また、さらにですね、先日は2016年、G7サミット、先進国首脳会議、これも行政報告の中で町長言われました。志摩市の賢島で開催されることが決まりました。この絶好の機会、これも町長言われましたね、絶好の機会なんですよ。で、そういった方々の、この機会を通じてですね、たくさんの集客ができるよということ、その対策と行動を起こさねばなりません。

まず、1点目の質問でございます。国史跡斎宮跡とのかかわりの中で、先の教育厚生委員会、また全協でもですね、説明をされましたが、認定をされますと案内板やですね、またガイド育成等の経費が交付され、今回、補正予

算でも関係予算がですね、頭出しで計上をされるというふうになっておりますけども、これ仮称でありますけども、申請自治体や各種団体、民間事業者等により構成されます明和町日本遺産活用推進協議会、これを設置してですね、運用を図られるというふうに説明も受けたところでございますが、すでに齋宮駅北側の改札口、また体験館等に表示板等がですね、看板が設置されております。管理団体の町として、主体的に今後、事業の主眼である地域活性化ということの取り組みを、どのようにお考えになっておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 日本遺産の認定後の今後の取り組みということで、お答えをさせていただきたいと、そのように思います。

ご案内のように、4月の24日に齋宮跡を含めた12の文化財、今回、齋宮跡だけではなく、町内に齋王に関する色々な伝承地も含めての文化財、そういったものがあるわけでありましたが、今回、それらをこう一つのパッケージという形の中で、この日本遺産ということで認定をいただきました。その文化財をこうまとめて一つの物語、ストーリーという形でですね、「祈る皇女 齋王のみやこ 齋宮」ということでですね、認定をいただいたわけでありませう。

これは文化庁の一つの大きなねらいとしては、2020年に東京オリンピック、パラリンピックが開催をされるということの中で、全国でこれからですね、100 近くの日本遺産を認定していきたいという、そのはしりいうことで平成27年度、何回も申し上げますが、全国で18、その中の一つということで認定をいただきました。この齋宮というのは、やはり我が国唯一の史跡でもあるわけでありませうので、そういった点が選ばれた理由かなというふうに思っております。

しかし、これからですね、日本遺産を活用していくその基本になりますのはですね、私は実は平成22年の2月にですね、策定をしました齋宮跡を核と

した町の活性化の基本方針、これをですね、一つのベースとしてこれから事業を展開を進めてまいりたいと、その一つはですね、国土交通省、それから農水省、あるいは文部科学省3省が推進します歴街、いわゆる歴史的風致維持向上計画、それもですね、この齋宮跡の活性化基本方針をベースにですね、色々と事業展開をさせていただいておりますので、私としましては、これらにつきましてもですね、一つの考え方、そこをベースに置きながらですね、事業進捗を図ってまいりたいと、そのように思います。

で、日本遺産の冠をいただいたわけでありますので、これからどのように展開するのかということでございますが、先ほどご紹介いただきましたように、基本的には日本遺産魅力発信のためですね、その協議会、これは普通ですと行政だけがですね、いつもこう先走るといようなことではなしにですね、多くの齋宮に関係する団体の方とか、あるいは観光も含めてでございますが、多くの方のやはり意見を集約した中で、この事業を展開していくという、そのことがベースになるわけでありますので、協議会をつくりながら、今後、進めていきたいと、そのように考えております。

その中でですね、一つはとりあえず情報発信ということの主眼においてですね、取り組んでいかなければならないのかなというふうな思いであります。で、本来ですと、協議会の中で皆さん方のいろんな意見を伺った中でですね、という、それから事業展開というのがルールでありますんですが、とにかく27年度、国のほうも最初のいわゆる事業認定、事業化をしていかなければならないということで、取り急ぎという形でですね、知名度を図るための一つの取り組みを考えよということで、すでに協議会には諮ってはおりませんが、我々で考えられる一つの色々なもの、取り組みをですね、実は国のほうに申請をさせていただきました。

国の支援が100%ということもございまして、現在、この日本遺産をとにかくわかりやすく説明する、そのことから始めていこうということで取り組んでおりますので、その啓発事業の大まかな内容につきましては、担当課

長のほうから詳細についてはちょっと答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 文化財保存活用監。

○文化財活用監（中野 敦夫） 失礼します。

私のほうから事業のですね、内容についてご説明させていただきます。

この日本遺産に認定されますと、文化庁のですね、今年から新しく事業を組まれました日本遺産魅力発信推進事業というものがござひます。で、これについてはソフト事業が中心ということで、先ほど町長のほうからありましたように、情報発信、また知名度の向上とかですね、そういうことを中心に考えております。

それで、一つは日本遺産12の構成文化財があるんですけど、それらをわかりやすくするための総合パンフレットというのを考えておりまして、それは一般向けと、それから小学生向けをつくろうと思ひております。で、一般向けにつきましては中学生、それから全世帯に配布して、またいろんな観光のですね、アピールするところで配布する。それから小学生は5、6年生を対象としたものをつくっていきたくと思ひております。

それから、二つ目なんですけども、やはり情報発信ということで国内外のですね、発信していくということで、5分から30分ぐらいのプロモーションビデオをつくってインターネットとかで発信していく、それともう一つ、テレビ番組のですね、約1時間番組なんですけど、そういうのをつくって海外メディア、国内のBSとかですね、そういうところで情報発信をしていって、知名度の向上を図りたいなと思ひております。

で、知名度の向上を図りますと、いろんな方が見えるということで、そういういろんな周辺のですね、場所も点在しておりますので、地図アプリとかで、地図苦手な方も行けるようなこと、それと先ほどサミットのお話もありましたように、外国人の方がたくさん来られるということで、そういう多言語のですね、そういうことにも取り組んでいきたくと思ひており

ます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

樋口議員。

○11番（樋口 文隆） そうですね、町長言われましたようにですね、これからそういった12の部分もですね、連携もしていかないかんし、どういうふうな導線を描いていくのやと、またこれバスもですね、半日出してですね、それを回るといようなこともですね、考えられますし、それには基盤整備していかなあかんということもございますので、また今後、そういった鉄は熱いうちに打てと言われますし、町長も言われた、行政報告で言われたような思いでですね、やっていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、ちょっと端折っていきます。

2点目の質問です。県が建設中ですね、実物大建物の管理及び維持経費については、町として県とどのような協議をされておりますか。簡単に、簡潔にお答えください。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 建物の復元が完成の暁にはということなんですが、今、齋宮跡の保存にかかる業務分担ということで、昭和53年12月に県と町で交わされております。施設整備は県、維持管理は町、これの覚書が現在も残っておりますので、それに基づき一応町が管理をするという、そういう方向で今、進めております。将来はですね、いつきの宮歴史体験館等々も含めての部分でございますが、一つはですね、先ほど言いましたように、歴街の事業の中でですね、交流館等々の計画もございますので、私としましてはですね、一定、これらの整備が終わったあとでですね、その本来のこの維持管理そのものを、もう一度見直した中で対応を考えていきたいと、そのように思いますので、実物大の建物の復元、しばらくは町が直営で管理をしていきたいと、そのように考えております。

で、この維持管理の経費の部分につきましてはですね、先ほど言いました

ように、協定の中では、県のほうは維持管理は町の経費ですよという形でございますけれども、これからいろんな形の中で、莫大に公有地の管理も拡大してくるわけでありますので、私としてはですね、何とか別の方法でもいいですから、支援をいただきたいということで、県当局のほうに実は働きかけておりますが、具体的な内容については今、博物館のほうと詰めている状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

樋口議員。

○11番（樋口 文隆） そうですね、これ町長、平成22年のですね、3月に、これ県の生活文化部が策定しておる史跡齋宮跡東部の整備基本計画書、この中にでもですね、現在、史跡の維持管理については昭和53年の12月22日、三重県副知事と明和町長との合意とした覚書によってですね、齋宮跡の保存にかかる業務分担に基づいて、史跡中央部のいつきの宮歴史体験館と、齋宮歴史ロマン広場については、平成11年の9月に合意したいつきの宮歴史体験館に関する協定書、また及び、平成14年3月に合意した齋宮跡の歴史ロマン広場に関する協定書に基づき、町がその業務が担当している、実務の業務は町がしている指定管理者、今現在の公益財団の国史跡齋宮跡保存協会が担当しておるといふふうにあつて、今後も基本的な方向に変わりはないといふことで、これ逐一ですね、それぞれ別の協定書でやられておつてですね、で、確かに今、町長言われたように、齋宮跡の保存にかかる業務の負担について、もうこれその当時のやつをコピーしたやつなんですけども、今その中で、保存にかかる財政負担といふことで9項目目に、県は旧跡の保存にかかる町の財政負担について、その実態を十分に見極めて、町財政の影響を勘案し、対処するように努めますといふふうにかかれておるところでございます。

で、こういった今までの、このいわゆる業務分担の中にもですね、やはり県としてかなりこの辺を汲み取つてですね、いわゆる運轉的なもんについてもですね、お金出してもうておるといふようなことがあります。で、今度の

やっぱり10分の10の建物においてもですね、そういったやはりことをですね、もうこれ齋宮跡指定のときの原点の町の思い、また町民の思いでございますから、その辺もですね、十分にやはり県のほうへ伝えていただいて、やっぱり単費がそんだけ減ってくるというのは非常にですね、町もそんなに裕福な町じゃございませんから、やはり県のほうのですね、応分の予算もですね、いただくような格好でですね、進めていただきたいなというふうに思うわけです。

ちょっと細かい突っ込んだ話になるかわかりませんが、結局、この負担の問題ですね。これ過去にも負担の問題も出てきたと思うんですよ。公有化のいわゆる補助率の問題、県の県費と町の問題ですね。県が15%、町が5%だったと思うんですけれども、そういった問題もちょっと含みが出てくるのかなというふうに思います。それは今明らかにしていくといろんな問題も出てくると思いますので、また今後ですね、その辺については、私も質問をしていきたいなというふうに思っております。

この件に対してはこの辺にしておきましてですね、3点目、時間がありませんので、端折っていきます。3点目の質問ですが、神宮橋の復元、復旧についてでございます。特にこれまで幾多のですね、先輩議員によりまして、そのときどきの時期において質問がございました。当町でもですね、清めの道構想が策定された段階もございまして、祓川の真水公園や橋の復元などの実現に向けてですね、取り組みはされておりました。そして県の大型自転車道整備構想なり、また祓川水量拡張計画なり、また稲木地区のほ場整備とのかかわりでですね、地域の方々をはじめ、たくさんの町民の方々が実現を大きく期待をしたところでございます。いろんな事業見直しもございましてね、数十年も経過しましたが、まだまだ実施計画には至っておりませんでした。

しかし、説明板や案内板はね、ちょっとその間、クッション的にですね、設置をされたということでございますけれども、ちょっとこれも訪れる方もな

く、こうひっそりとしたような状況もあります。地域の人の声としましてはですね、やはりこの橋は地域の生活道路としてよく利用されておった。稲木地域に抜ける近道でもあったということで、台風老朽化のために昭和53年に崩れてしまって、なくなってしまったということですが、本当に不便になったということ、で、橋の新設ではなくてですね、あったものが流されたんですから復旧やと、要するに復旧してもらわんと困るんやというような声もございました。

私もね、小さいころばあちゃんに手引かれて、高木へ行く近道でして、そこをですね、通っていったというのがね、かすかに覚えがあります。それでね、現在は県道は車もたくさん通行しておりますね、それで歩行者もこう危険なやっぱり部分もございます。そういったこともあって、それができたらですね、抜け道がこうできてですね、通行規制緩和の措置にならんかなというふうに思います。それで下を流れるこれ川、町長もよく、草刈りにもよく来ていただいておりますけども、これ自然環境においてはですね、祓川の環境美化推進協議会の活動によりまして、平成20年の5月、祓川自然環境保全地域にも指定され、祓川環境保全共同ビジョンを足がかりにですね、現在、同協議会の地元ボランティアのダイヤクリーンをはじめ、村おこし齋宮祓川、村おこし中海、村おこし上御糸、村おこし下御糸の活動によりまして、流域の清掃活動や小学生の水生生物調査などの実施がされております。子どもから大人まで、地域に愛されて親しまれたですね、河川であるということはどう言うまでもございません。そこに架かる橋でございます。

で、町当局におきましては、復旧については平成22年2月に策定されました。先ほど町長も申された齋宮跡を核としてですな、町の活性化基本方針、その後の平成26年8月に策定されました明和町歴史的風致維持向上計画の事業の中に上げられておるということは、承知をしております。で、そういった中で、歴街事業のですね、補助金を使いながらやりましょうということで、お答えをされておるところでございます。

また、この先ほども日本遺産の話されました12箇所の一つであるということですね、祓川が。そういった重要な位置づけもされており、またその上乘せでされておるということでございます。今後、町長も5月11日でしたか、開催されました齋宮跡の協議会の総会のご挨拶でもですね、今後、地元の地域の皆さんの意見を聞きながら、神宮橋の設計についての着手について考えていきたいと、これもう本当に何というのかね、ええ機会にこう話をしても良かったと思うんです。やはり今までこう、いろんな構想計画ができておっただけですね、なかなか実施されなかったと、もう待ちに待って首を長くして待ってられる方がたくさんみえるという中でですね、この協議会の総会でそういう早期の実現に向けてのお話をされました。町長のもう一度お考えをですね、この場でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 神宮橋の件につきましてはですね、先ほどご案内いただきましたように、歴史的風致維持向上計画の中でですね、具体化を図ってまいりたいということで、今回の平成27年度のもので、予算の中で実施設計でございます。橋だけではなしにですね、散策道、その周辺の整備も含めてでございますけれども、実施設計に入ってまいりたいと、そのように思っております。

私も就任以来、地元の皆さん方から色々な部分で、その橋の復元という形でございますが、以前の清めの道というのはですね、祓川が200トン構想がどうも県のほうであったわけでありまして。それに合わせる形での親水公園という、そういう取り組みで行ったわけでありまして、県がその200トン構想は今、もう白紙に戻っているということでございますので、清めの道構想も当然白紙になってしまっているということでございますので、新たにですね、地元の皆さん方の色々なお話も聞きながらですね、実施設計あたってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

樋口議員。

○11番（樋口 文隆） 町長、本当にありがとうございます。これもう実施設計、即工事のほうもですね、取りかかっていたいただいて、本当に皆が期待しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。要望しておきます。

それではですね、4点目といたしまして、齋宮跡を核とした町づくりの中で、南部丘陵地の活性化について、ご質問させていただきます。

当町は、過去に、これは南部丘陵地活性化構想策定いたしまして、齋宮池を背景にですね、自然公園をはじめ散策路を巡らして、町の憩いの場としてですね、整備促進に努めた経過がございます。その後、宮川用水の関係で、その後国営によります齋宮池の拡張工事が直営となり、事業完了後に現在、県事業によりまして、地域用水環境整備事業として、総額3億7,600万円の整備事業、2012年から2017年の6年間で完成予定しております。県事業ではありますがですね、3年が経過をしております。進捗率についてですね、どれほどになっておるのか、町として把握しておられましたら、お答えください。

それと合わせて、事業年度の遅れは生じていかないかということの、2点目として質問します。簡単で結構です。お答えください。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

南部丘陵地の整備構想についてのお問い合わせでございます。

議員が言われますように、三重県松阪農林事務所のほうが事業実施主体となりまして、国の補助事業でございます地域用水環境整備事業で公園整備、展望台の設置、歩道の設置等計画させていただいております。

平成25年度より工事を開始させていただきまして、平成25年度は玉城側の歩道を設置させていただきまして、池の一周周遊の歩道を設置させていただいたところでございます。平成26年度、昨年度におきましては、明和町側に本堤下にトイレを設置させていただいておるようなどころでございます。平

成27年度、本年におきましては、玉城町側にトイレを設置する計画でございます。

そして、予算財におきまして、明和町側の本堤下のにぎわい広場の整備を実施する予定を立てております。進捗状況といたしましては、議員言われるように、総事業費3億7,600万円で、平成26年度までに1億3,000万円の事業を実施させていただいております。予算ベースで申しますと進捗率34.5%、残りの主なものといたしまして、明和町側ににぎわい広場、玉城側の湖畔の桜広場、展望台等の整備がございます。平成27年度予算要求といたしましては1億2,000万円を要望させていただきましたが、本年の内示額は4,000万円と、3分の1程度の予算額となってきております。残り3年間で2億4,600万円の予算が認められる必要性は非常に低いと考える中で、6カ年で完成をさせていただくことは難しいと考えております。今後も予算要求を国、県に積極的に図っていくような考えでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

樋口議員。

○11番（樋口 文隆） はい、ちょっと私の思っていたようにですね、なかなか思うようにいかない、予算もちょっと付きが悪いということでございますが、これね、明和町、玉城町、宮川用水土地改良区で構成された斎宮池の地域おこし推進協議会で、これワークショップが堀課長も見えてですね、行われております。私も昨年明和町で開催されました会議に参加をさせていただきまして、たくさんアイデアが出されておまして、地域おこしの熱気を感じたところなんです。散策路、貸しボート、レンタルサイクル、ピクニックエリア、果樹園、またポピュラー音楽会を開いたらどうねというようなこともですね、案も出ておりました。

このように協議の場を度々開催していただいてね、地域の方々にも参加していただく機会をもっと設けていただいたら、どうかなというふうに感じました。この協議会はですね、支援機関及び事務局として町行政も入ってみえ

ますので、今後の事業促進と地域振興としてのですね、町の活性化の取り組みとしてですね、予算もないもんでというような話もこうございますけども、お金使わんと、ちょっとでも何とかならんかなというような、課長何か策ありますかね。ちょっとその辺聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

樋口議員言われますように、この計画につきましては玉城町と明和町、両町にまたがるということの中で、斎宮池地域おこし推進協議会を立ち上げさせていただきまして、玉城町並びに明和町の自治会、そして老人会、体協さん、そして歩こう会さん、このような団体入っていただきまして、組織を立ち上げさせていただいております。

その中で、議員も言われましたように、昨年、ワークショップ方式の会議等実施させていただきましたときに、樋口議員にも出席をしていただいたところがございます。その中でですね、ご意見色々いただきました。ただ、この事業の性質上、できることとできないことがある中でですね、色々検討させていただきまして、この計画にですね、ワークショップでいただいた意見を少しでも反映できるようにというような考え方の中で、多目的に利用できるということの中で、パターゴルフ、また子どもたちが法面が滑られるようにというふうに、下に側溝等付けると危ないからそれを止めておこうとか、また、少し高い土を盛らせていただくなど設けさせていただきまして、ミニコンサートとかできるようなというような、そういうことも考えさせていただく中で、ワークショップでいただいた意見、少しでも反映できようことに努力をさせていただいております。

今、言われましたように、こういう場を何回か設けさせていただいて、より良いものができていくようなことの中で、この協議会のほう推進させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

樋口議員。

○11番（樋口 文隆）　そうですね、皆で知恵を出し合って、予算云々ということもありますけどね、やはりまちづくり、地域おこし、皆で一緒にやっっていけばですね、何とかええものが出てくるんじゃないかなというふうに期待もし、私もこれからも参加していきたいというふうに思ってます。よろしくお願ひします。

やはり、この地域のやはり盛り上がってこそですね、地域振興成り立つものだというふうに考えます。地域づくりは人づくりだと思います。今後も地域の方々はじめ、村おこし推進協議会での事業促進に向けた取り組みをお願いをしていきたいというふうに思っております。

今回は、キララの森についてはですね、町長時間がございませんのでしたので、また機会を新たにですね、また質問もさせていただきたいと思ひます。

齋宮跡につきましては答弁もいただきました。整備もですね、前、その指定、このほうから比べたら随分ですね、進んだというふうに私も思ひます。しかしながらですね、指定当時の基本的な考え方である史跡整備と、生活環境整備の調和をですね、これを十分に図っていただいて、やはりさらにですね、史跡解明に向けた計画発掘調査、これもですね、促進をしていただきたいと、このように思ひます。これ指定当時はですね、町長ご存じのように年1ヘクタール、1万㎡、これをですね、計画発掘調査としてですね、進展も、進めていただいております。今はですね、1,000㎡切れるんですよ。そういうことでですね、史跡解明百年の計がですね、二百年の計に引き伸ばされておるといふようなこと、こういう現状なんですね。

それから、そのことについてはね、昭和54年、これ2月に策定されました。今の保存管理計画がね、そのできる前の段階です。この中で、齋宮跡保存管理計画策定についての考え方というのが策定されたんですよ。で、その中でもですね、保存に伴う行政措置の発掘調査の項でですね、早急に旧跡の実態を解明するために、今後計画発掘調査を積極的に促進するといふようなです

ね、ことは、これが緊要である、緊要。緊要という意味はどういう意味かわかりますかね。字のごとくです。そういったことも明記されておるわけです。

で、またそういった斎宮跡保存活用の指針になっておる今の保存管理計画ですね、これもまた詳しくはまた後々にですね、質問させていただきたいと思えますけども、これ利用区分の一部変更がなされただけでですね、昭和55年3月から策定されて以来、そんなに見直しはされておりませんね。そういったことでですね、指定36年が経過しておるわけですよ。そういった調査研究の進展や社会情勢の変化もあるわけですから、もうそろそろ見直しをですね、進められたらどうかなというふうな考え方も持っております。もし町長、お答えになられることできたら、ちょっとお答えしていただけますか。

○議長（辻井 成人） 樋口議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 斎宮跡は当初の段階で、樋口議員も申されたように600世帯、2,000人近い方がその史跡の中にお住まいでありますので、当然、その調和を図っていかなければならないというのは承知をしております。

当初の段階からいくつかの要望をいただいてですね、今、ようやくですが、排水路、基本になります生活雑排水も含めた排水がようやくですね、地元の皆さんの理解を得て史跡内に到達しようという、そういう状況でございますので、時間はかかっておりますが、何とかという形で今、進めておるところでございます。

で、ご指摘にありましたように、この計画の見直しでございますけれども、私としましてはですね、今どうこうということは考えておりませんが、この歴街事業、あるいはいろんな事業がですね、一段落した段階でですね、公有化の見直しも含めてですね、見直さなければならない時期かなというふうには考えておりますが、すぐには何というのですか、その当初の今、事業を進めている段階でもございますので、そのようにちょっと今考えております。

発掘調査のお話もいただきまして、もうご指摘のとおりでございますので、私のほうも県のほうにですね、何とかもっと史跡のね、調査の範囲を拡大し

ていただいて、早くその究明、解析をしていただくように、そうしないと次の整備にですね、どうかかっていくのかということも、なかなか今の状況ではですね、現状維持というような格好に相成ってしまいますので、機会があれば、積極的にその旨は働きかけていきたいと、そのように考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

樋口議員。

○11番（樋口 文隆） 町長、ありがとうございます。

これね、地域住民のですね、やっぱり生活と調和を図って行って、快適な地域づくりを目的といたしましてね、斎宮跡保存連絡会議というのがあると思うんですね。これ保存管理計画書の中にもうたっております。

そういったね、やはり町含めて、地権者含め、県のですね、やはりトライアングル、また博物館もございますから四角になるかわかりませんが、そういった調整をですね、調整会議をやはり町がですね、主体的になって進めていかないかというふうには感じておるんです。歴街の話もあってね、まちづくりのほうも色々事業やられておるし、協議もやられておるといのは知っております。

しかしながら、やはり基本的なことね、やはり段々時間が経つと忘れていくんですよ。そういったこと再度、やはり認識していく中でもですね、やはり今後、事業の推進も含めて、こういった会議をですね、開いていただいて、より良いですね、やはり斎宮跡の活性化というのをですね、築いていくということで、お願いをしたいと思います。

本当に今日は長時間どうもありがとうございました。今度ともよろしくお願いたします。以上で、質問終わります。

○議長（辻井 成人） 以上で、樋口文隆議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

(午前 10時 40分)

○議長(辻井 成人) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

8番 江 京 子 議員

○議長(辻井 成人) 2番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「子どもへの家庭・福祉・教育・地域の力を」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

○8番(江 京子) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今日の私の質問は、子どもへの家庭・福祉・教育・地域の力をの1点です。よろしく願いいたします。

大切な社会の宝でもある子どもたち、今、経済的な問題から、学びたくても学校に行けない子どもたちが増えていると言われていています。また、色々な事情から子どもたちが安心して暮らせる場所が減ってきているように思えます。日ごろより子どもたちの活躍ぶりを笑顔で見守ってくれている町長ですが、明和町のトップとして、子どもたちに求める人間像をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 江議員から、子どもたちに求める人間像ということで、ご質問をいただきました。

これにつきましてはですね、実は先日来、明和町の総合教育会議ということで、明和町の教育を担っていただいております教育委員さんともどもですね、色々な議論を実は重ねてまいりました。

そして、お手元に資料も配布させていただきましたけれども、明和町の教育行政大綱ということで、一定のその考え方をお示しをさせていただいたところなんです。その中にですね、こういう目標を立てております。未来を築く豊かな人間性と創造性を備えた人づくりということでございます。私なりに実はこれをですね、このように解釈をして、将来の子ども像としたいというふうに考えております。

1つはですね、未来を築くとはどういうことかということです。これは明和町、あるいはこの伊勢志摩の地域、あるいは全体とらえて三重県、日本の国、そして世界、これからの明和町の子どもたち大きく羽ばたく子どもたちというふうにとらえていきたいと、そのように思っております。どのような世界になろうともですね、どのような世の中になろうとも、これから子どもたちは、この世を、この時代をしっかりと支えていく子どもたち、そういうふうにとらえていきたいと、そのように思います。

したがって、これからの世代を生き抜いていく子どもたちは、自らの夢や希望を自らが切り開いていく、どのような苦境であってもですね、しっかりと頑張っていける逞しい子どもたちに育ててほしいという、そういう思いでもあります。

また、豊かな人間性とはどういうことかということで、私なりの考えですが、健康であり、人にやさしく寄り添うことができる。また、人の生命や生き物の生命を大切に思う。心温まる、そしてしっかりと世の中を見つめて、善悪を見極めることができる子どもたち、そういうふうにいるところ

です。

創造性を備えた人とはどういうことかということですが、人の幸せに向かって何が大切か、何が必要なのかを常に前向きにものごとをとらえて考えていく、そういう姿勢を持つ子どもたち、私はこのような子どもたちであってほしいということで、これから行政として、その大綱の中にですね、3つだけ色々と施策を上げさせていただきました。

1つは、教育環境の整備、もう1つは、学び生かせる環境づくりの推進、そして郷土愛に満ちた人材の育成、この3点をですね、教育大綱の中の1つの柱として、今後も未来を担う子どもたちの育成にあたっていきたいと、そのように考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 全員協議会でいただいた明和町教育行政大綱の中に、私の質問させていただきたい項目はたくさん入っていました。

で、先ほど町長が説明いただいた子どもたちへの人間像という中で、社会、世界に飛び出していけるようなグローバル的な考えを持てるような子どもたち、生命を大切にする子どもたち、何でもプラス思考に考えられるようにというようなお話をいただきました。それはとても素晴らしいことだと思います。

もう1つ、私が思うのは、町長の行政報告にもお話がありましたように、文化庁が平成27年に創設した日本遺産に、「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」が認定を受けました。申請83件のうちの18件の中に入るなんて、とても素晴らしいことだと思います。私はこの日本遺産の大切な部分を明和町に生まれ育つ子どもたちに生かしていけなければいけないと思います。町の文化歴史を誇りに思い巣立っていくことができるような子どもたちは、素敵な子どもになると思います。そのような取り組みは、町長として考えてみえないか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 今回の認定を受けました日本遺産、これは町の宝でもありますので、担当のほうも先の樋口議員の質問の中で報告をさせていただきましたが、子どもたちへの副読本というような格好の中です、明和町のその文化財、斎宮跡も含めてですが、いろんな文化財、伝統、そういったものをきちっと伝えていく、そのことによって子どもたちへのですね、郷土愛を育む、そういう取り組みをですね、強めていきたいと、そのように考えてます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。
江議員。

○8番（江 京子） とても良いことだと思います。

私も以前から、子どもたちの副読本は提案しておりました。ただ、やっぱり副読本をつくるのなら、私は幼児のころからの、この国史跡斎宮跡や日本遺産に関する絵本的なものをつくってほしいと思っています。絵本は幼児が読むのではなく保護者が読みます。今の若い保護者は、この明和町の国史跡斎宮跡や日本遺産のことについて興味を持っている人はまだ少ないと思います。そういうことを絵本で読むことで、子どもたちも親にも伝わるものじゃないかと思っています。

やはり、この日本遺産に認定されて、いろんな方がみえると思います。そのときに、斎宮ってどんなんやなと色々な人に聞かれたときに、さあってというような町民ではいけないと思います。ですので、やはり幼児のころから保護者も含め、その日本遺産、国史跡をもっともっとわかってもらえるような取り組みをしてほしいと思いますので、その点はどのようにお考えですか。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） あらかじめ質問をいただいておりますので、明確な答えはできませんが、子どもたちには、やはり明和町の斎宮、斎王制度そのものですね、なかなかですね、実は絵本、あるいはマンガチックにですね、

表現するというのが非常に難しゅう、実はございます。

したがいまして、我々として今考えておりますのは、小学校のある程度こう社会で、この地域のことを色々学べる、そういう年代を一つのターゲットにしながらですね、副読本的に考えていきたいと、そのように思っております。

で、もう1つは、これから専門的な部分というのは、やはり中学校の時代にですね、きちっとその斎宮、斎王含めて、明和町の歴史、そのことをきちっと認識していただけるような、そういう副読本を今回考えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（辻井 成人） 江議員、通告外の質問になりますのでね、ちょっとそこから辺だけのご容赦願ひたいと思ひます。

答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 申し訳ありませんでした。また、後ほどまた聞かせてほしいと思ひます。

それでは、今、日本は7人に1人、子どもが貧困だと言われている。その中でも一人親家庭の増加が一つの要因と言われている。母子、父子家庭の明和町の現状はどうですか。そのことが要因になって、教育を受ける格差が出ていないのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 江議員から一人親家庭の実情ということのご質問だと思ひます。

一人親家庭がどのような状況であるかというのは、正確な数字は把握していませんが、児童扶養手当を受給している一人親家庭というのが188件となっております。議員言われるように、この家庭の経済的な状況等について、教育を受ける格差があるかという質問だと思ひますが、今の全体ではそういう実情というものは、私どもには認識はしておりませんので、その旨、お答

えいたします。はい。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 児童扶養手当を受けている件数が 188件と伺いました。明和町の人口に対してそれが多いのか少ないか、私といたしましても、やはり一人親家庭のお母さんたちからのお話を聞きますと、本当に働くところが限定されて、昼も夜も関係なく働き続けなければ生活が成り立たないというようなお話を聞いたたびに、皆、そのしわ寄せが弱者の子どもにくるのかなと思ひ、危機感を感じるようなところです。

で、明和町はとても温かく、そういう一人親家庭のところの情報も入っているとお聞きしていますので、その点、これからもよろしく願ひいたします。

古来より、三つ子の魂百までという格言があります。福祉教育にかすことができているか、この諺が3歳ごろまでに受けたしつけや教育、そして人間に必要な心の情緒教育の影響が、生まれてから3年間でほぼ固定されるという考え方です。この世に生を受けてから、最初の3年間ほど急成長の時期はありません。幼児であっても毎日の生活の中で、自分が大切にされているか、愛情深く育てられているか、敏感にキャッチしています。五感で感じるすべてが大切な時期、赤ちゃんの近くでの夫婦喧嘩をしたり、DVの状態であったり、テレビやゲームにお守り任せきりだったり、顔を目を見て話をしなかったりと、子どもの成長には良くない事例をよく耳にします。

そうでなく、この時期に周囲からの愛情に包まれ、安心できる環境の中で育てられることは、とても大切なことだと思います。今、全国的にもこの大切なことが大昔のことのよう忘れられているように思います。いくら情報社会が発達して便利になっても、オギャーと生まれてきた赤ちゃんは今も昔も一緒だと思います。明和町に生まれてくる大切な子どもたち、今一度子育て、親育てに生かしてほしいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 生まれてから3年間、三つ子の魂というお話もいただきましたんですが、その3年間で、その子どものすべてが決まってしまうというのは、ちょっと言い過ぎかなというふうな思いもしておりますが、いずれにしましても、子どもはこの就学前の子どもたち、ここら辺のところのその大きく育つ、急成長期の子どもたちに対するそのさまざまなものというのは、これはすごく大事にしなければならないと、そのように実は思っておるところでございます。

議員がおっしゃるようになりますね、今の親御さん云々ということは、私は特に申し上げませんが、子育ての基本はやはり親というふうに思います。両親だというふうに思います。先日、実は子どもの虐待のMCネットという会議がありましたけれども、その中で子どもへの虐待、この多い事例がですね、実はそのご両親、親御さん、父親、母親からというのも、実は児童相談所のほうに多く寄せられているということを知りますと、やはりすごく寂しい気もするわけでありまして。

こういった中でですね、現在の状況を鑑みますと、社会情勢の変化もありますけれども、核家族化だとかですね、色々な子育てとの考え方の親との違いとかですね、そういったものをたくさんあろうかと思いますが、そういう意味で町としてですね、補完できる部分というのは、やはり子育てに対する相談というのをですね、やはり充実していかなければならないというふうに、実は考えておるところです。

したがって、今回、整備をさせていただきましたみょうじょうこども園、みょうじょうこども園でですね、いわゆる悩みを持つ親御さん、子育てを迷う親御さん、そういった方々ですね、相談をいろんな面で受けられる、そういう体制整備を実はさせていただきました。

その中で、子に対する親御さんの接し方等々も含めてですね、行っていきたいというふうに思うんですが、実は、一番の課題はですね、悩みを持って

いても、そういった機関を我々が設けていてもですね、そこへ来ていただけないという、そういうその親御さんを対象に、これからどういうふうな展開をしていくかというところが、行政としての一番の課題かなというふうには受け止めておりますので、いろんな機会を通じてですね、子ども子育て、子に対する部分じゃなしに、親に対する子どもの育て方、そういったものをですね、もう少し積極的に展開をしていく必要は感じております。

ただ、先ほど申し上げましたように、なかなか難しい部分も一方でございますので、その点、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 本当に、一人の生まれた子どもを育てていくには、たくさんの方の力とエネルギーが必要になってくると思います。いろんな先生にお聞きしても、やはり先ほど町長が言われましたように、来てほしい親御さんほど来てくれない。本当に声をかけて何度もお誘いしても、来てくれないという現状は事実だと思います。ただ、本当に子どもは親を慕っています。ですから、先、町長が言われたような虐待があっても、子どもは絶対親にされたということを言わないのが現実です。で、その中で、傷ついてしまう子どもたちというのは、どんなんだろうと思うと、とても悲しい思いになってしまいます。

そこで、本当に今の子どもたちの人権は大切にされているのかということです。自己肯定感の低い子どもたちは、大人になってからも自信がなく、社会性が低く、引きこもりになりやすいと言われております。明和町には子どもたちを虐待やDV、またはその予防、また障がいを持つ子どもたちの発達を支援するための子ども家庭支援ネットワーク、子ども発達支援ネットワークがあります。現在、把握している虐待、DVの状況を教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 失礼します。

町が把握しております虐待につきましては、平成26年度中に、町に新たに虐待の相談があった件数は35件で、今年度に入ってから新たに2件の相談が入っております。現在、MCネットで保有しているケースは継続中のものも含めて、現在87件でございます。また、DVとして平成26年度中に町に相談のあった件数は4件で、現在、継続して相談に乗っているケースが2件でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 私がかかわっていたときに比べると、少し減っているように思うのは、やはりいろんな目が届いてきたせいかなというので思います。ただ、まだまだこうやって件数が上がってくる以上、子どもが安心していられる場所がないのが現状なのかなと思いますので、よろしく願いいたします。継続お願いいたします。

この部分は、本当に町全体で取り組んでいかななくてはいけない部分だと思います。子どもたちいろんな面で自己肯定感をもっともっと上げないと、それこそいろんな面で、学習面でも運動面でも自信がなくなっていくのじゃないかと思います。この自己肯定感のレベルアップに対しての取り組みは、明和町としてしていないのか、何かやっているのであれば教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 惠三） 自己肯定感ということでございますけども、自尊心、自尊感情というふうにしてとらえさせていただいてよろしいでしょうか。

自尊心についてですけれども、全国学力学習状況調査の中で、この項目がございます。で、全国的にどういう質問かというと、自分に良いところがあると思いますかという質問なんですけども、全国的にとすると、日本の子どもたちは、あると答えたのは35%、自分に良いところがあると思いますかという質問に対して、小学校では35.1%、中学生は24.5%、明和町の場合でも、

あると答えた6年生児童が38%で、中学校においては15.9%ぐらい低いという状況もあります。これは日本全体的な傾向という形です。

近隣の先進国やとか、隣の国と比べればぐっと低い。ほかの国はもう80%ぐらいありますと、すぐ答えられる。これは日本人の民族性というのか、謙譲の美德というのか、そういう精神がずっとつながっているようなところがありますが、これも一つの傾向として、我々としてはこれではいけないと、先ほど議員さん言われたように、これからの世界でグローバル世界に行かなければならない中で、日本人としてもっと世界へ打って出るという中身の中で、各小中学校では、このことについて随分と議論をしております。

そして、基本的には、やはり褒めるということで、子どもたちの自尊心を高めていこうという取り組み、だからよく学級で終りの会とかいう中身で、人の悪いことばか、悪いことされましたとかいう子があるんですけども、そうじゃなくて、やはりこの子にこんないいことがありましたという報告、それから友だちのいいところはシートをつくって、こんなことがありましたというような張り出し方、そういう中身で児童のいいところをカードに書いたり、それから中学校では授業や体育祭などの行事を通じて、やはり褒める、伸ばすという取り組みを現在行っているというふうなところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） 日本の子どもたち、これは子どもたちに限ったことではなく、子どもを育てている保護者の若い人たち、強いて言えば私たちもその自尊心というか、自分が良いところがあるというのはなかなか言えない種族というか、日本人独特の部分もあると思いますが、やはりこれからグローバル世界中に出て行ってほしい子どもたちにとって、やっぱり自分を大好きと思えるような教育の褒める、伸ばす、今、教育長が言われたこと期待しております。

で、やはり私も保育園や幼稚園でお話するときに、お母さんたちに、なか

なか自分のことを褒めてくれる人はいませんよというお話をする中で、自分に対する褒め日記をつくってはどうかというようなお話をよくします。そんなんって言われますけども、一つ1日のうちで、一つでも子どもに優しく接してあげて、できたらそういうのも褒め日記に書くと、自分の気持ちも明るくなるし、子どもに対する接し方も明るくなるよというような、お話をさせてせらっているようなところですよ。

やはり、以前から私たちが、自分たちが取り組んでいたキャップというグループの中の安心、自信、自由、安心していられる場所の中には自信が生まれてくるし、自分で選ぶという自由が生まれてくるというように思いますので、これからもその子どもたち自身を褒めるというような取り組みを続けていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、いじめによる子どもたちの自死が多く報道され、その一つの要因にもなって、学校教育法が改正され、大事な大切な生命のことを勉強するきっかけになっています。26年4月、明和町でもいじめ防止対策基本方針が策定されました。子ども家庭支援ネットワーク、子ども発達支援ネットワークとしっかりとチームワークを組んで動いてほしいと思います。今の取り組みはどんな感じになっているのか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） いじめ防止対策協議会の今の取り組みはどうかということですが、25年の9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づきまして、昨年、明和町いじめ問題対策連絡協議会条例を制定させていただきました。

その中で、いじめ事象調査委員会要綱、また明和町いじめ事象審議対策委員会要綱を整備いたしておりまして、この条例に基づきまして各学校とも、いじめ防止対策基本方針を策定をしております。現在には、明和町いじめ事象調査委員会、明和町いじめ事象審議対策委員会は、重大な事象が発生していないので、委員会としては立ち上げられておりませんが、昨年、い

じめ問題対策連絡協議会につきましては、問題が生じたからおこす、つくるというのじゃなくて、毎年1回、2回は開きながら、現在の状況を報告しあおうという中身で、昨年2回、今年度も6月には計画をしているところでございます。

そういう状況で、これは現在のいじめが事象が発生した場合に、対策委員会等を設置あげるという要綱でございますけれども、やはり防止することが一番大切ですので、各学校とも、その各学校のいじめ防止基本方針に従って、今、いろんな取り組みをしているということが現状でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） いじめはいろんなところで、いろんな形で起っているのは事実だと思います。それが表面に上がってきた段階では、本当にすごく力が、皆の力とエネルギーを使うと思いますので、今、教育長が言われたように、その防止の部分で色々な機会をとらえて話し合っしてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、その家庭支援ネットワークや子ども発達支援ネットワークの中で上がってきたいろんな事例の中にも、そういういじめの部分がある可能性もありますので、そこら辺とのネットワークもきっちり組んで、連絡は密にしてほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、今日の新聞なんですが、夜の町を彷徨う十代というのが朝日新聞に出ていました。いつだったか夜回り先生のお話を体育館で聞かさせてもらったことがあります。夜回り先生もおっしゃるように、この夜の町に出て来なければならない子どもたちが、その自分の居場所が家庭にないからだというようなお話でした。その家庭をもう一度見直すためにも、やはりこの3つのネットワークしっかりタックを組んで動いてほしいと思いますので、子どものためによろしくお願ひいたします。

次に、国が掲げる生きる力とは何を示しているのでしょうか。グローバル

の社会を目指し、いろんなことに対応できることでしょうか。以前、盛んに言われていた一人ひとり皆違っていいんだよ、個性を大切にといった言葉は何かもうどっかに行ってしまったように言われなくなりました。

私は、この生きる力というのは、まずは食べることだと思います。自分自身が一体この年齢の自分にどんな食べ物を食べたらきちんと成長できるのか、心も成長できるのかというのを勉強しながらきちんと食べていき、やはり早寝早起き、朝御飯が食育の基本だと思います。一時明和町でも食育、食育とうたわれて、いろんなボランティアグループも動いてもらっていましたが、今、何か食育に対する取り組みが見えてこないように思うんですが、どのようなことをしているのか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 失礼いたします。

食育の取り組みについて、どのようなものがあるかということで、ご質問いただきました。食育につきましては、妊娠期や乳幼児時期の保護者には、マタニティーサロンや離乳食教室、1歳半健診、2歳半教室、3歳児健診などの機会を通じ、色々な食品や調理形態に親しみ、楽しく食べることができるような子どもの育成を目指した食育指導、栄養指導を行っています。

子育て支援センターにおきましても食育、栄養相談の機会を設け、指導に当たっています。また、幼稚園、保育所、こども園では年2回の食育指導の実施、園で野菜を育てることで食べ物を身近に感じてもらう菜園活動、そして園児たちが育てて収穫したものや、地産地消によりその季節の旬のものを給食の献立に取り入れるなどの取り組みを行っています。小学校、中学校では年間指導計画を作成して、食育授業や地域の方を講師としてお招きした農業体験等の行事を行う中で、食育の指導を行っています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） たくさんやっただいていてということで、ありがとう

ございます。本当に食べることが一番で、朝御飯を食べることで血が脳にも上がるんだよというようなお話をしたことがあるんですが、やっぱりこう何か朝御飯食べてきたよという裏には、バナナ一本とか、牛乳一本とか、何かそれご飯、というような朝御飯というように感じるところもあるんですが、食べてこないよりはいいかと思って話を聞いています。

で、やっぱり朝御飯を食べるということは、力が子どもたちにみなぎるわけですので、もっとこの朝、昼、晩の食事の中での朝御飯について、力を入れて食育の勉強やいろんなことしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、土曜授業についてです。27年度から年6回の土曜授業が始まりました。学習指導要綱が変わり、授業時間が足らなくなったとか、英語教育の早期導入と要因は色々だと思いますが、町としてはどのような考えでこの土曜授業をされるのか、もう一度教えてください。

○議長（辻井 成人） 江京子議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 土曜授業をどのようにするかということでございます。

土曜授業、まず議員さんおっしゃっていらっしゃいましたように、授業時数が足りないからとか、英語教育の早期導入が要因の一つであるということは、今、考えられていません。明和町の今の授業時数はすべての小中でも十分やっていっていられていますので、そのことだけ言っておきたいと思います。

平成19年から実施されている全国学力学習状況調査の結果から、三重県の結果は皆さんご存じかと思えます。明和町においても、やはり学力学習、生活状況において基礎的な基本的な学力、活用する力に課題が見えられてきたということから、県下の市町で、この週5日制の中でも土曜授業ができるという法の改正を受けて、そして実施に向けての検討をしてみました。

明和町でも近隣市町との連携の中で、今年度6月から、年間6回の土曜授業を実施するというようにしております。第1回がこの二十日の土曜日から始めます。基本的には月の第三土曜日ということで、基本的には県下統一さ

れているはずなのですが、第三土曜で近隣の市町とは連携をとりながらやっています。明和町の場合6回という形で、年間18時間の授業字数が生み出されます。この時間を活用して学習活動、それから体験活動を行い、補充的な学習、発展的な学習などの充実、外部人材等の協力を得て多様な学習活動、基本的な学習習慣や生活習慣の改善を進めることができると考えました。

子どもたちの自立する力、ともに生きる力を育むことを目的に、子どもたちの教育環境の充実を図る方策の一つとして、土曜授業を実施することとしたわけでございます。まだ実施はしておりませんのですけれども、いろんな課題がこれ出てくると思います。その中で、やはりこの1年試行という形で6回やるわけですので、課題を見つけながら、今後どのようにしていくかということ、やはりこう近隣市町と連携しながら考えていきたいというふう考えております。以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） さっきの教育長のお答えの中にもありました、その学力テストです。全国的なそのテストの数字で、1から3までというような結果の中で、三重県が低い、明和町も低いというようなことをよく言われますが、私はそういう数字で比べることはとても嫌いなほうです。でも、その結果を利用して、先ほど教育長が言われましたように、生活の基本的な部分とカリズムとかを、良いタイミングでとらえれば、その学力士曜授業にそれをもって生かしていければプラスと考えて、子どもたちの自立の部分、それから自分で考えて生きていく授業、学習をしていくという部分に生かせればいいと思っています。

何でもこう駄目駄目じゃなくって、じゃあどんな方法でそれを改善したらいいのかなというふうに、プラスに考えていって子どもを育ててほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、地域のボランティア力についてです。

全国でも子どもが巻き込まれる悲しい事件が頻発しています。明和町でも不審者情報が流れることがあります。通学路の安全、学校行事のサポート、社会体験のお手伝い、犯罪防止パトロール、農業体験と、たくさんの地域の人たちが明和の子どもたちのために動いてくれています。先日も学校の校長先生とお話したんですが、こんなにボランティアの人たちがたくさん動いてくれている町は、あんまりないというふうに驚かれていましたとともに、とっても喜んでみえました。

しかし、どのグループの人たちも高齢化が進んでいることは確かです。動きたくても体がいうこときかんのやとおっしゃる方々もたくさんみえます。でも、そんな方には、ここにいて皆子どもたちに声をかけてくれるだけでも、子どもたちは安心できるのでお願いしますというふうに言わせてもらっています。

しかし、このボランティアですが、ボランティアは自然発生してくるものではありません。やはり何も見返りを考えずに、この子たちのために、この町のためにと動いてくれているのがボランティアのメンバーです。でも、このボランティアを今後は育てていくのが必要だと思います。このボランティアの育てることにに関して、どのように町長はお考えになっているのか、教えてください。

○議長（辻井 成人） 江議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 子どもたちを支えていくうえでは、学校支援ボランティアの皆さん方のほかにもですね、多くの方がかかわっていただいているというふうに理解をしております。

下御糸ではね、来月に御糸フェスタという形の中で、子どもたちと一緒に相撲大会、これもPTA、そして地域の人たちのこう支援があって、毎年盛大に開催をされるということでもありますし、明星では、先日、稲作体験ということで村おこしの皆さん方が一生懸命子どもたちと一緒にですね、田植え。上御糸もそうでしたけれども、そういうボランティアも一緒にやってい

ただいておるわけでありまして、曙幼稚園、今度新しくみょうじょうこども園になりましたけれども、明星の老人会の明友会の方々が、私もちょうど一緒に昼食会に参加をさせていただきまして、そのときにも色々話をさせていただきましたが、子どもたちへの、その芋づくりとかですね、そういった草むしりも含めてですが、そういった色々な活動を町内多くのところでやっていただいております。

そういう意味で、これはもう絶対に必要なボランティア活動というふうに理解をしておりますが、先ほどご指摘ありましたように、段々段々、皆さん高齢化をしてきているということでございます。その中で、いつまで続けられるかなというような心配のお声もいただいております。そういう意味です、我々としましては学校支援のですね、この本部会議というのなんか色々ボランティア活動についての協議もされておりますし、若い人たちのですね、そういう参加もですね、これから呼びかけていかなければなりません、これはやはりボランティアでありますので、強制がなかなかしにくいということではありますが、子どもたちの育成という視点です、これからも参加を呼びかけていきたいと、そのように思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

江議員。

○8番（江 京子） ボランティアグループ、本当にたくさんの方々が動いてくれています。で、やっぱりこの、それを引っ張っていく人がやっぱり一人二人と必要になってくるわけで、そういう人たちはすごく努力をしてみえると思いますので、町としても支援して行ってほしいと思います。

で、1つのその防犯ボランティアの中に、青レンジャーというグループがあります。これは行政と連携して行っている活動であります、明和市民活動サポートセンターを拠点として動いてくれています。で、いろんなところ小学校、幼稚園にPRにもメンバーの人たちに行ってもらっている中で、警察との連携もとりながらやっているグループです。やはり子どもたちを巻き

込むいろんな事件がありますので、こういうこうボランティアを育てていくのも行政のほうでも、またお願いしたいと思います。優しい町を育てていくためには、ボランティアの力は欠かせないと思っていますので、これからも行政の力も發揮していただいて、よろしくお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これで、質問を終わります。

○議長（辻井 成人） 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻井 成人） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

お昼は1時からということで、よろしくお願ひいたします。

（午前 11時 35分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（辻井 成人） なお、竹本教育委員長から、所用のため午後の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

午前に、引き続き一般質問を行います。

5番 上 田 清 議員

○議長（辻井 成人） 3番通告者は、上田清議員であります。

質問項目は、「町長の施政方針について」、「環境問題について」の2点であります。

上田清議員、登壇願います。

○5番（上田 清） ただいま、議長より登壇のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番目には、27年度の施政方針に対する質問、町として企業誘致についてどのように考えてみえるのかの1点。もう1つは、ふるさと納税について2点をお願いしたいと思います。

2点目は、環境問題について質問させていただきたいと思います。

1つは、CO₂の削減をどのように町として考えてみえますか、お尋ねしたいと思います。

もう一つは、再生可能エネルギーについて、どのように明和町は今後、取り組んでいかれますか、質問させていただきたいと思います。

以上の問題点を一般質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

1つ目にですね、町として企業誘致をどのように考えてみえますか。今までにも私のほか、ほかの議員も何度も質問をされていると思いますが、町長は、企業誘致にはあまりにも積極性がないのではないかと、そのように見えますが、これからどのように取り組まれますか。

私も企業誘致には、明和町として立地条件がかなり厳しい点が多いというのは感じております。このような積極的な企業誘致につきまして条件を考えれば、もう少ししっかりと町として考えていただけるかと思いますが、どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

また私は、先般企業の方と少しお話をさせてもらう機会がございまして、明和町に貴社の本社、並びにプラントをですね、計画してほしいと、そのよ

うにお話をさせていただきましたところ、明和町として企業誘致を積極的に進められていますかというように聞かれましたところ、それはまだ、以前からも先ほども言いましたように、町長さんあまり積極的じゃないというようなこともあります。

それと企業誘致の土地をですね、用意し、このような土地がありますからという問題点を上げながら、この土地を取得され、これからもこの土地を利用して企業誘致をされていくのか。近隣の市町におきましては、このような企業誘致をされるためには土地をですね、確保し、積極的に誘致を行っている、このような事例がございますが、明和町として、これからもこのような土地を取得し、企業誘致を積極的にされる予定があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（辻井 成人） 上田清議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） ただいま、上田議員から企業誘致についてのお考えということで、ご質問をいただきました。あまり町長は企業誘致に積極的ではないかという、ご指摘をいただいておりますが、上田議員からは昨年3月、それから6月議会におきましても色々な多方面からご質問をいただいておりますし、他の議員さんからもですね、いわゆる雇用の問題だとか、いろんな観点からご質問をいただいているところでございます。

企業誘致も新規の立地もあるわけでございますけれども、既存の事業所の規模拡大、そういったところにもですね、色々とメリットがあるわけでありますので、特に住民税、あるいは固定資産税、これは設備投資という形ですけれども、それと住民税、いわゆる雇用の確保ということについてもですね、やはり期待ができるわけでありますので、私も各方面から町の活性化を図るには、まずは企業誘致、企業誘致というお声も、実はいただいておりますのでございます。

町としましてはですね、具体的には、1つは事業所設置奨励金等、事業設置にかかる優遇制度というのをですね、設けさせていただいて、それに基づ

いて今、各企業さんに呼びかけをさせていただいているのが現状であります。で、今までにですね、9つの事業所さんが明和町に進出をしてきていただいております。それに伴って奨励金は約4,600万円ほど支出をしておりますが、その事業所の新設によりましてですね、従業員の方が約70名の雇用を、少ないかもわかりませんが、雇用が生まれているという、そういう状況にあります。

したがって、これからの取り組みもですね、まずは私としては、この町内の事業所、新規も含めてですが、町内の事業所さんがですね、他に移転していかないような、そういう施策をですね、積極的に進めてまいりたい。そのように実は考えて、町内の企業所さんに訪問をさせていただいてですね、状況も聞かせてこういただいているわけではありますが、そんな中でですね、実は東日本の大震災以降ですね、海岸にその企業立地をとというのは、非常に今、難しくなっているというか、震災以降ですね、オファーがないというのが今の実態でございます。

そうこう言っているうちにですね、町内の企業さんが、実はその工場が耐震化を図らなければならないというところでですね、これは大紀町にある工場とともに、実は明和町からこう撤退をされてですね、それで多気町のほうに正直言って工場を移されるということでございます。これはひとえにですね、そのときに工場長さんと色々話をさせてもらったんですが、明和町さんね、東日本のその浸水区域もありますしねというようなこととか、色々な諸条件が実はございまして、やむなく工場の移転ということに相成りまして、多気町のほうへ移られるということに相成りました。

しかしながらですね、一旦大淀工業団地の企業さんですけれども、撤退は一旦されたんですけども、業績が復活をしてきたということで、またこの7月からですけれども、操業開始をいただくというようなことの中で、企業さん、景気に大きく左右されるところではございますけれども、我々としましてもですね、何とか雇用の場、そういったものの確保のためにですね、頑張

っていききたいと、そのように思っております。

基本的にはですね、先ほど申し上げましたように、現在、施行しております事業所設置条例、これらを活用しながらですね、企業誘致そのものを進めてまいりたいと、そのように思います。ただ、一つご指摘をいただきましたが、土地を取得して、その企業誘致を図ってはどうかというお話もいただいたわけではありますが、ご案内のように明和町全域にですね、都市計画区域、そして農業振興区域に指定をされております。農地がほとんどでありまして、この貴重な農地をいわゆる工業団地化していくということについては、非常に農家の方の理解を得ていかなければならないということもございまして、お隣の多気町は一山を整地をされた中でという形の中で、山林を工業団地化されているということでございます。明和町には、そういった安価で宅地造成ができるという候補地が現在見つかりません。しかしながら、先ほど言いましたように、農家の方が理解をいただけるということであればですね、そのようにして取り組んでいききたいと、そのように思っておりますが、いわゆるオーダーメイドでですね、企業からオファーがあれば、新規の部分については地元の理解を得ながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

ただ、それにしてもですね、多くの今、用地が遊んでいるという大変ですけども、遊休地として企業さんが持ってみえる部分もございまして、したがって、このようにですね、明和町産業用地ガイドブックというのを作成させていただいて、そしてこれでもってですね、県の企業の関係とかですね、いろんなところに働きかけをさせていただいているということでございます。

即、ここであれば企業の立地が可能でありますので、こういったものも利用しながら、これからもですね、進めてまいりたいと思いますので、決して、非積極的ではないということではございませんので、これからも一生懸命努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

上田議員。

○5番（上田 清） ありがとうございます。

これからもですね、町長さんしっかりと積極的に取り組んでいくというようなお話をいただきましたが、先ほども町長も答弁されたとおり、3.11以降ですね、企業さんがですね、やはり海岸線沿いにこの産業地域のガイドマップ、ガイドしていただいているのは大体が大淀の工業団地とか、広尾の工業団地とかされますと、これは津波の震災地域というような線が引かれているような地域でございますので、企業さん、やはりこれを避けられる。ここへはやはり恐くて行けない。

先ほど町長さん業績が上がったから、ここは撤退した企業さんがもう一度されたというようなことも聞かさせていただいておりますが、新規でこの明和町に企業を会社をつくるということに対しては、かなり難しい問題があるというような企業さんのお話が出ております。また、先ほど私も言いましたように立地条件、これにつきましても、やはり企業さんはアクセス、最近はですね、高速を使って輸送の面でかなりそういう交通アクセスのいいところへ、いいところへという形で、企業さんが会社を持ってみえるように聞いております。

明和町にはですね、幹線道路、確かに南勢バイパスというのですか、今の国道一本、それから県道の37号線、これぐらいが一番通りであります。それとサニーロード、それから新しくできたビーフロードという形で、道はつくっていただいておりますが、それにアクセスのできるようなそういう土地、そういうものは今、私もですね、色々と学ばせてもらいますが、先ほど町長言われたように、農業地域であって、なかなか農協さんとの、農家さんとの話し合いが上手くつかないというようなお話もございますが、最近、放棄地、それから農家さんの継続してくれる後継者が少ない。そういう形でかなりそういう土地が空いてきているんじゃないかと、そういうところをもう少し明和町として、町長として、そういうところをリストアップしながら企業の誘致をもっと積極的にされることは考えられないのか、その点はどのようにお

考えでしょうか。

○議長（辻井 成人） 上田清議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 先ほど例に上げられましたが、農地の遊休地と申しますか、放棄地ですね。これについては今、農業委員会のほうでですね、その調査を行っていただくようにさせていただいております。

ただ、ご案内のように明和町はですね、広い範囲の中では場整備、農業基盤整備をですね、行っているということの中で、少なくとも今、ほ場整備をしたところについては、やはりそれは優良農地という形の中で、農業精算にやはり提供していくべき土地であろうというふうに理解をしています。でないと、高い税金を払って区画整理をやってという状況でございますので、そこを転換をしていくということについては、よほどの地元の皆さん方の理解を得ないとですね、なかなか転換は難しいというふうに思います。

ただ、先ほど申しましたように、農業委員会のほうで今、そういった耕作放棄地はどこら辺で、どの程度あるのか、ある程度はつかんでおりますけれども、そういった調査をですね、きちっとしたうえで、しかるべき、それが企業誘致の候補地としてまとまるのであれば、そのように対応していきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

上田議員。

○5番（上田 清） 今、答弁いただきました。しっかりとその点をですね、町長も汲まれていただいて、しっかりとお願いしたいと思います。企業誘致、これは何回も言いますが、その明和町から人口が減少しないように、また流出しないように、また新しくこの企業誘致ができますと、新しい住民が増えると、そういうような形で、今後ともしっかりとした方針で取り組んでいただきたいと思います。

それからですね、施政方針の中でですね、盛り込まれた地方創生資金活用をですね、この中でどのように企業誘致をされていくのか。それと、この地

方創生資金の中にはですね、先ほど言うたように人口の流出、そういうのを防ごうじゃないかと、そういうことを話し合われることはされておると思いますので、これからこの地方創生資金を活用した、このような企業誘致をどのように持っていくかというようなお話をされるとと思いますが、これからはですね、是非お願いしたいんでございますが、特に、この中で私は聞きたいのは、明和町にですね、企業さんがよく言われるのは、明和町にどれぐらい企業に働いていただける人員がおるのか。また、年代でどれぐらいの年代の層がどれぐらいおるのかというようなデータがありましたら、是非教えていただいてですね、企業さんにもそこら辺のところ、明和町はこれぐらいの人口がですね、働ける人口がありますよとか、そのようなお話ができるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺のところ、少し教えていただければありがたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 上田清議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

先ほど上田議員から言われました地方創生費用についての件でございますが、この件につきましてはですね、3月の議会のほうでですね、補正をお認めいただいた地方創生の費用でございますが、こちらにつきましてはですね、生活関連などのことの中で空き家対策事業、それからまた観光等の取り組みを実施させていただくということの中で、この企業誘致についてはですね、特段の費用は計上させていただいておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

で、このことをなっとしていくかということでございますが、今後、防災企画課が事務局となりまして進めさせていただいております地方創生会議におきまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略、こういうものを作成していく中でですね、人口社会減対策として何が必要かということの中で、検討していきたいというふうに考えております。

それから、労働力人口の関係でございますが、明和町で現在、1次産業、

2次産業、3次産業合わせさせていただきまして、約1万人ちょっとぐらいの労働者数があるかというふうに考えております。その中で、年代的に見させさせていただきますと、数字的にいうと30歳から40歳ぐらいが1,000名程度で、30から60歳ぐらいまで、各年代5歳刻みでございますが、約1,000人程度ずつ働いていただく方はおみえになるということでございます。

それで、推計的に見させていただきますと、私のデータによりますと、昭和35年ぐらいには1次産業は5,000人やったものが、今700人程度になっておりまして、3次産業におきましては2,000人程度やったものが6,400と、3倍程度になっているということの中で、2次産業につきつしては1,200人が3,400人ということの中で、サービス業関係、3次産業のほうが多くなってきているような状況が確認できる状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

上田議員。

○5番（上田 清） 課長さん、どうも細かい数字をいただきましてありがとうございます。また、データのいただければありがたいと。

また、こういうデータをいただければ、私どもまた企業さんと色々な話し合いをすることがある得るかもわかりませんので、できましたらですね、議員の皆さんにデータ的に出してあげればありがたいと思います。よろしくお願ひします。

それからですね、都市計画、先ほど町長も言われました制限地域決定がなされておりますので、なかなか企業誘致には難しいというようなお話でございましたが、この条件はですね、やはり先ほど言われましたように、優遇措置とかそういう点ですね、ものすごく企業に緩やかにとか、そういう条件的なもんがありましたら、是非、教えていただければありがたいと思いますが。

○議長（辻井 成人） 上田清議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。

○農水商工課長（堀 真） 失礼いたします。

現在の優遇措置といたしまして、事業所設置奨励制度ということの中で、3年間にわたりまして固定資産税等の減免、そして1人従業員を採用していただくごとと25万円の補助をさせていただいてるものが一つでございます。

それからもう一つ、新たにこちらのほうへ企業で入ってきていただくに対しまして、開発のお手伝いをさせていただくという、そういうシステムもございます。なお、この法令につきましては本年度で終了させていただくことになっておりますので、続けてこのものについては続けさせていただきたいということの中で、また3月にお願いをさせていただきたいと考えているような次第でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

上田議員。

○5番（上田 清） すみません。都市計画のほうでですね、特定地域という形でですね、先ほども町長さん言われたように、制限があるというようなことでございますので、この企業誘致するにあたってですね、何か条件的に特例がとれないものか、その点だけちょっとしっかりとお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 上田清議員の再質問に対する答弁、土地利用調整監。

○土地利用調整監（松本 雅之） 特定用途制限地域の都市計画の関係で、特例的な運用がないのかということで、ご質問をいただきました。ご承知のとおり、この度、制定いたしました特定用途制限地域におけます建築物の制限に関する条例、これは明和町の全域において、地区区分ごとに建築物の用途や面積を制限するものです。その条例の第8条におきまして、特例許可によりまして定めました制限を適用しない建築物について定めております。

ご質問いただきましたとおり、産業集積地区以外、明和町の大半を占める田園居住地区におきましては、一定の事業を行います工場とか、一定面積以上の工場の建築は、この特例を受けるということが前提となります。で、特例許可の運用につきましては、条例と条例の施行規則で、その規定を定めております。

まず、前提条件の1点目として、当該区域における合理的な土地利用及び環境の保全を図るうえで支障がないと認めるもの。2点目としましては、市町、国県等の公共施設ということです。今回、ご質問企業誘致という前提でいただいておりますので、その建築物が工場とした場合を例にして申し上げます。

その場合、先ほど説明しました1点目の対象要件となります当該区域における合理的な土地利用及び環境の保全を図るうえで支障がないと、この要件を満たしていただくことが、まずはその特例の申請をしていただく条件といえますか、要件となるわけなんですけど、この中で、環境の保全を図るうえで支障がないという文書の解釈なんですけども、各種関係法令の順守はもちろんのことですが、その工場を建築することについて、計画されている方から地域の住民の皆さんに十分な説明がなされ、そのことについて理解が得られている。要は住環境、そもそも特定用途制限区域は住環境でありますとか工場の環境、商業の環境、これらを効果的にですね、住み分けを図っていききたいという趣旨で制定したものでございます。

で、少なくとも周辺住民の方の理解が得られているということが、もう最大の前提になると考えております。これらの要件を満たす特例申請許可があった場合ですね、それら住民の皆さんの理解が得られていることを踏まえて、条例規定に基づきまして、都市計画審議会のご意見も聞いたうえで、その可否は決定していくこととなります。以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。

上田議員。

○5番（上田 清） 土地利用調整監、本当に丁寧な説明いただきまして、ありがとうございます。

私もですね、その条例の控えを全部いただいておりますので、企業さん、並びにそういう条件がして、明和町に企業を、行きたいというような企業さんがありましたら、是非来ていただいて、もう明和町の土地利用調整監、松

本さんのいろんなことを説明を聞きなさいというようなお話をさせていただいてね、これからも進めていきたいと、そのように思いますので、よろしくその節はお願いします。

続きまして、ふるさと納税につきまして、少しお聞かせ願いたい。

このふるさと納税につきましては、全国的に関心が高まっております。今後も効果的なPR活動に努めていただきたいと、そのように思います。

今、明和町ではどのような活動をされていくのか。私から提案でございますが、明和町の皆様が、まだふるさと納税に関心が少ないように思われますが、もっともっと皆様にPRをするべきじゃないかと、そのように思います。私も娘、兄弟が県外におります。それにはやはり明和町のPRするためにも色々と工夫して、これからは是非PRをお願いしたい、そのように思います。

また、この明和町にふるさと納税をしていただいて、記念品、粗品をいただいておりますが、その粗品を明和町の生産された品物を送っていただいておりますが、その品物ですね、受け取った人は納税だけでなく、あとその特産品をリピーターとして買われてみえるかどうか、そこら辺のところ少し教えていただければありがたいと思います。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

上田議員から大きく3点について、ご質問をいただいたわけでございます。現在のふるさと納税の効果的なPRどのようにしておるんやということでございますが、まず、現在、ふるさと納税の推進につきましては、町のホームページに専用ページを開設いたしましてPRしておりますし、またふるさと納税の専門誌に明和町の特産品、返礼品についての記事等掲載していただきながら、町外へ向けてのPRを実施しているところでございます。

また、斎宮跡文化観光課がですね、県内、県外の観光イベント等する際には、その観光パンフレットと合わせて明和町のふるさと納税のパンフレットについてもお配りいただき、明和町に関心を持っていただけるように周知等

しているところでございます。

で、2点目にですね、明和町民の方が、ふるさと寄附に対して非常に関心が少ないのではないかということでございます。こういうご意見いただいたわけなんです、私ども担当の立場といたしますと、明和町民の方がふるさと寄附の関心が低いというのは本当にありがたいことでございます。と申しますのも、明和町民の方がふるさと納税に対して関心が高ければ、明和町の町民税の減収につながる話になってまいりますので、できましたらですね、町外にアピールをいたしまして、明和町へのご寄附をいただく、そちらには私ども精いっぱい努力を払っていきたいと思いますが、町内向けのPRについてはですね、私どもの町税の減収につながることもございます。粛々と進めさせていただきたいというふうに思います。

と、3点目の返礼品ではなく、特産品としてですね、リピーターができていくかどうかといったご質問もございました。ふるさと納税の上限金額につきましては個人それぞれで、その上限の金額が変わってまいります、同じ返戻品をご注文いただく方は明和町の特産品の中でですね、何がほしいということで何回もご寄附をいただく方はおられます。ただ、お取り寄せとかいった類ですね、その事業者にお問い合わせをいただく返礼品、特産品については、まだまだ少ないというのが状況でございます。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。

上田議員。

○5番（上田 清） 課長さん、本当にもうしっかりとPRしていただいているというように聞かせていただきました。

私がですね、お願いしたいのは、町民の皆さんが関心が少ないのじゃないかというのはですね、もう一つお願い、私からお願いは、是非その町民の皆さんが私どもも一緒ですが、県外に自分とこの兄弟、知人、その方にPRのできるような、そのようなことができないものなのか、そういうやつをつくっていただければ、ありがたいなというふうに思いますので、そこら辺のと

こちょっとお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 私ども町内向けのですね、PRを怠っているということではございませんで、昨年5月号のめいわ広報等にもですね、ふるさと納税のご協力をお願いしますといった趣旨で、記事の掲載はさせていただいているところでございます。

ただ、先ほども申しましたようなこともございますので、大々的にはちょっとなかなかしにくい部分もございます。しかしながらですね、ご提案いただいた内容につきましては、今後、どのようなことが考えられるのかといった点についてですね、引き続き検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

上田議員。

○5番（上田 清） 是非、今後ともしっかりとふるさと納税の関係で頑張ってくださいたいと、課長さんよろしく願いいたします。

それではですね、次の環境問題につきまして進めさせていただきます。

CO₂の削減をどのように考えてみえますか。ごみ減量化の対策で可燃ごみの排出量が町民の皆さんとともに、少しずつ減らされていると、頑張っている、このように思っております。再生可能リサイクルをもっとPRしてはどうかと思いますが、まだまだリサイクル難しい。リサイクル難しいねというようなことは、ちょっと町民の皆さんから聞かれます。かなりきちっと仕分けしたリサイクルのステーションのそこには、きちっとされておるんですが、なかなか住民さんわかっていない方が多々あると、そのように思いますが、そこら辺のそこはどのように周知徹底をこれからもしていただけるのか、そこら辺のそこ聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） CO₂の削減ということと、ごみ減量化

ということでございますけども、CO₂の減量につきましては明和町も現在取り組んでおります内容といたしましては、防犯灯のLED化の推進とかですね、マイバック持参運動での収益金を利用いたしまして、昨年、電気自動車コムスを1台導入させていただきまして、CO₂の削減を推進しているところでございます。

で、また家庭やですね、各施設におきまして緑のカーテンというアサガオとかゴウヤをですね、窓際に張らせていただいておりますね、省エネを推進するというような呼びかけを行っているところでございます。

また、例年ですね、斎王まつりとか町民文化祭におきましてですね、環境グループと連携しながらですね、イベント等を行いながら啓発活動もですね、行っているところでございます。

で、またごみの減量化につきましては、再生資源の集団回収等ですね、生ごみ処理機等の購入等の奨励金とか一部補助とかですね、そこら辺の補助メニューをつくらせていただいております。またEM菌の無料配布とか、ぼかしづくり講習会の開催も行いながらですね、ごみの減量化も呼びかけているところでございます。このようにですね、今後もそのとき、その機会をとらえましてPRをしながらですね、職場あるいは家庭等、地域においても、地域や関係団体と連携しながらですね、それぞれ推進をしていくということを考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。

上田議員。

○5番（上田 清） しっかりと取り組んでいただきたいと、そのように思います。

再生可能エネルギーにつきましては、どのようにお考えなのか、考えを聞かせていただきたいとします。明和町内にですね、再生可能エネルギーとして、最近はですね、ソーラーパネルの設置が増えてまいりました。明和町はですね、再生可能エネルギーの企業を考えては、どのように思いますか、よ

ろしくお願いいたします。近隣の市町ではですね、再生可能エネルギー活かした企業を誘致、先ほどの企業誘致ということでお話させてもらったんですが、最近はですね、この近隣市町でもかなり再生可能エネルギーを使った企業さんを誘致しようというようにされております。是非、明和町でもですね、この企業誘致をしてほしいというように思っております。

また、この明和町にですね、私も色々とお話をさせていただいている企業さんでございますが、再生可能のエネルギーを明和町でやりたい、そういうようなお話聞かせていただいております。これは先ほどの質問にもありますように、優遇措置があるというようなことを聞かさせていただいておりますので、その点もしっかりとお願いしてですね、これから企業さんと話し合いをしていきたいと、私は思っております。また、これから明和町はですね、是非、この企業さんとも話し合いをしていただいで進めていっていただきたいと、そのように思います。

最近ですね、廃棄物、食品残渣、そのようなものを使ってですね、広く企業さんがバイオマス発電、企業はされております。先ほどからお話させていただいております再生可能エネルギーを使った企業さんが、この食品残渣を使って明和町でバイオマスガス発電をさせていただきたいと、そのようなことを話されております。是非、この企業さんに私は誘致をしていきたいと、そのように思いますので、これからもですね、町長としてこの企業さんと話し合い、これからの明和町をどのようにしていくかということ話し合いをしてほしいんですが、話し合いをできることはあるでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 上田議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 再生可能エネルギーは先ほども一部ご紹介ありましたように、太陽光とか風力とか水力とか、そして言われておりますバイオマスということですね。

で、ご案内のように松阪市、あるいは多気町さんもですね、バイオマスで

計画をされておりますが、これは木質系のバイオマスということで、いわゆる廃材とか竹林のその竹がですね、あちらこちらに生えてくるんで、大変困っているということの中で、それらを利用してという、木質バイオを計画されているというふうにお聞かせをいただいております。

で、上田議員からご提案あったやつは食品残渣でございますね。食べ物の残り、いわゆる生ごみとして出されるものを原材料としてということでの、ご提案だと思っておりますけれども、それらについてはですね、先ほどちょっと説明をね、企業誘致のその部分の中で、担当のほうからもお話させていただいてましたようにですね、周囲の皆さん方のいわゆる環境問題等々含めてですね、同意が得られるかどうかということ、そして最終的には都市計画審議会の中でですね、それが必要だというふうなご判断をいただければですね、私でもいいかとは思っておりますが。

実は、今、いろんな面でですね、そういう臭いの問題、これは正直申し上げまして、その規制するものがですね、なかなか今の環境基準の中では見当たらないというのが現実でございまして、特にこの糞尿とかですね、そういったものの取り扱いについてはですね、非常に悩ましいところが実はございます。

そういう意味ではですね、いいことには違いないんだろうけれども、私としては慎重に扱わざるを得ないということでございますので、内容等やはり十分精査をしたうえでですね、ということで、今日のところの回答はですね、答弁はそのようにさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。

上田議員。

○5番（上田 清） 以前からですね、私も町長と話させてもらってすると、町長さんよく言われます成功した事例が少ない。ないとは言われませんが、少ない。私以前からもお話させてもらっておるように、外国のドイツ製のプラントを建てれば、その点もいいんじゃないかというようにお話しさせていた

だいたこともありますが、先般ですね、その企業さんが北海道にそういうプラントをたくさんつくってみえるということで、私、少し行ってまいりました。

確かに言われるように、臭い等の問題がかなりあると私は思っていました。けどその企業さんすごいもんですね。今、新しく建てる企業さん1日大体200トンの糞尿を処理されるというようなプラントを建てておりました。見せてもらって来ました。臭いがしません。確かに北海道で酪農のたくさんしている中ですので、その周辺の臭いは少しはありますが、そのプラントの中の臭いというのは全く感じない。そのような実例も見てまいりました。

この、私どもが先ほど言いました企業さんは食品残渣、それも企業さんから出てくる食品を扱っている企業さんから出てくる残渣を使うと、以前はですね、明和町の一般の生ごみを処理をしようじゃないかというようなお話をさせていただいたんでございますが、それではかなりのリスクがあるというように聞いておりましたので、是非、この食品残渣心配されてみえるのはよくわかります。企業から出てくる大きな、大体1日に100トンぐらいの処理はできるというように聞かせていただいております。食品残渣出てくるのが1日500トンぐらいの企業さんがございますので、そこから100トンから200トンまでの残渣をいただいでくるというような計画を立てておりますので、これからですね、是非、先ほど言われましたように住民とのお話し合いをしっかりとさせていただき、またその地域の皆さんとご理解をいただいでこれからも進めていきたい。

それであれば町長さんもお話をしていただいで、企業も明和町で営業できる、仕事ができる。またそれに伴って、そこでできる廃熱油というのが、発電しますので廃熱油が出てきます。その廃熱油を利用した企業がもう少しつくれると、そこでも企業誘致が可能になってくると、そのように私ども考えております。是非、これからもですね、この明和町に、また明和町のこれからの活性化のためには必要ではないかと、そのように私は思っております。

これからもしっかりと企業誘致に私も頑張らせていただきます。また町長さん、また町の職員の皆さんも是非ですね、明和町に企業を誘致するように頑張っていたきたい、そのように思います。私も頑張りますので、よろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（辻井 成人） 以上で、上田清議員の一般質問を終わります。

2番 西岡 厚 議員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は、西岡厚議員であります。

質問項目は、「大淀、下御糸地区に建設予定の防災タワーについて」の1点であります。

西岡厚議員、登壇願います。

○2番（西岡 厚） よろしくをお願いします。議長より、登壇のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年度建設が予定されている大淀、下御糸地区の防災避難タワーについてお伺いします。

先ほど町長からの行政報告でもありましたように近年ですね、日本で火山活動が活発になったり、大きな地震が起こったりと、いつ南海トラフの地震が行ってもおかしくない状況です。今年度ですね、予算の中で防災タワーが建設されるというふうなことを決定していただきまして、海岸地区に住んでいる住民の方たちも、非常に安心はされているとは思いますが、いろんな問題があると思いますので。

先日も明和町の議会で伊勢市の大湊に建設されている防災タワーや、静岡県海岸付近に建設されている避難タワーを見学させていただきました。ほかにも自分個人的になんですけども、紀宝町の防災避難タワーなども見学してきましたけれども、その地域・地域で、その土地に合った形のものが建設さ

れておるように、僕は感じました。

まず、大湊に建設されたタワーは、鉄筋コンクリート造3階建てで、2階、3階部分が避難スペースになっているため、雨や夏の日の日差しを避けることができる仕組みにはなっていますし、壁面をシートで覆えば風除けもできるというふうな工夫がされているタワーが建設されていました。そのほかです、簡易トイレの設置場所や屋上へ上がるとヘリがやってきて、病院へ運ばないといけない搬送者などを、ヘリで搬送できるようなスペースが設けられているなど、住民さんというか、避難されてきた方のことを考えたような避難タワーが建設されていました。

そのほかにも非常時に非常灯を点けるためのソーラーパネルの設置がされていたりとか、伊勢の大湊のソーラーパネルに関しては小規模なものでしたけども、そういった自然のエネルギーを使うような工夫もされていました。大体、階段とかはどこのタイプのものでも階段は緩やかになっていて、避難されている方がスムーズに避難されるような形の工夫もされていましたし、静岡で見学がさせていただいたタワーに関しては密集した地域であったので、小規模なタワーがいくつか点在しているような建て方がされていました。で、このタワーは普段ですね、利活用できるというか、普段もどんな方でも上がれるような感じで開放されていたというのが、ちょっと僕驚いたんですけども、そういった地域に合ったつくり方をされているんやなと感じました。

紀宝町のタワーは役場に併設されているので、普段からセミナーや会議などで住民さんも使用できるような形をとっているとお聞きしました。構造は鉄筋コンクリート造で5階建て、4階に住民基本台帳のサーバーや防潮扉の遠隔操作機器などを移設して、避難時にそういったものを守るというふうな工夫もされていました。5階の避難スペースは800人ほど収容できるスペースで、そこは普段から会議などで利活用できるような形をとられていました。

で、普段から住民が活用されていますので、エレベーターの設置もされていたのにはちょっと驚きましたけども、議員の方に聞くと、エレベーターの

設置には色々議論があられたそうですけども、建ったあとですね、普段から活用していますので、非常に便利だというふうなことも聞きました。あとはその避難のときですね、非常用電源のためにソーラーパネルがしっかりと整備されたりとか、あと自家発電の設備もあるというふうなことも聞きましたので、そこは役場に併設されてサーバーなど置いてあるというようなことで、そういったものを併設したというふうなことをお聞きしました。

で、そういうふうな形で、本当に各地域によって色々とその土地土地の用途で、いろんな形のものが建設されているということ非常に感じました。そこでですね、明和町もこれから防災タワーを建てていくうえで、どういった形のものが必要かというふうなところもお聞きをしたいんですけども、これまでですね、防災会議などを通じて、住民さんからのいろんな意見を聞いていると思いますけども、その中で出た要望や不安などをちょっとお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 西岡議員のほうから明和町の大淀、下御糸に建設される防災タワーの考え方についてということで、ご質問をいただきました。

ご案内のように、昨年3月にですね、南海トラフ地震特別措置法の津波避難対策特別強化地域、これが明和町も指定を受けたわけですので、それに伴いましてですね、津波避難対策の緊急事業計画というのを、町としては作成をさせていただきまして、そして津波避難タワーの建設にとりかかっているところでございます。

その基本的な部分につきましてはですね、三重県が想定します津波の浸水予想図、これをベースにですね、その想定される時間内でこう津波が、この浸水区域がどんなふうにかうっていう、そこで住民の方がどのように避難することができるのか。あるいは避難が難しいと思われる、そういうところをピックアップさせていただく中身でですね、計画を実はさせていただいております。

で、一応想定される避難困難地域29自治会、これは大淀、それから下御糸の海岸部の自治会等々でございますけれども、自治会数が約5,169人、これは昨年の6月1日現在の計画を立てた時点での人数でございますけれども、その方々が緊急的に津波から避難できる施設、つまり津波避難タワーということで、それを整備したいということでございます。

新設する6基を一応、今計画をしているわけではありますが、先ほどご指摘ありましたように、私も紀宝町の津波避難タワー、役場の近くにありますがタワーも見てきました。大紀町の津波避難タワーも見てまいりましたし、色々それぞれのご指摘ありましたように、この地域の特性を活かした形ですね、その場所場所に合った津波避難タワーが計画をされております。

で、一つはですね、明和町ご案内のような土地の状況でございます。平坦部でございますし、山もございません。したがって、どこを参考にするかというと、やはり隣の伊勢市さんが先立って計画をされております。そこら辺の部分ですね、参考にしながらですね、特に伊勢市の大湊のタワーを皆さん方もご視察いただいたということでございますが、そことよく似たというか、そのタワーを参考にさせていただきながらですね、計画をしてまいりたいと、そのように思っておるところです。

なお、この津波避難タワーのですね、詳細な部分については、防災企画課長のほうからですね、先ほどご質問いただきました地元での防災会議も含めてですね、どのような意見が出てきて、どのように反映させていくかということについて、答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

答弁のうちですね、町長の答弁の中にもございましたが、明和町としては伊勢市の建築物をイメージして計画をしていきたいと考えているところでございます。

特にですね、西岡議員ご紹介いただきましたとおり、雨とか寒さ暑さ、そういった対策のための屋根も必要でございます。また伊勢市の場合、避難スペースの中にですね、防災備蓄品ということで防災倉庫も設置されております。特に東日本大震災の際、47時間、最長で47時間避難タワーに閉じ込められたといった事例もございまして、やはり備蓄としてはトイレの処理剤とか簡易トイレ、そういった衛生用品といったものをですね、備える必要もあろうかと思えますし、伊勢市の事例を参考に明和町として色々な住民さんの意見を聞きながらですね、進めさせていただきたいというふうに考えております。

それで、これまで地域防災懇談会等開いてきて、どのような意見が出ていたのかといったご質問もございました。その中でですね、繰り返しにはなりますが、去年の3月29日に、南海トラフ特別措置法の津波避難対策特別強化地域に明和町が指定され、その後ですね、津波避難対策計画を策定し、本年の3月18日でございます、内閣総理大臣の同意を得て、今年度から事業を進めさせていただいているわけでございます。

で、詳細な計画については、昨年度から色々懇談会の中、あるいは色々な団体とのお話の中でいただけてきました。前向きな意見、非常に厳しい意見もございましたが、進めさせていただくためにですね、いろんなご意見を精査しながら、現在いろんな、さまざまな検討を進めているところでございます。

主なご意見、ご要望等紹介いたしますと、タワー整備に対して先ほども申しました猛暑、極寒、雨、風をしのぐための屋根は必要ではないかと、こういった構造に関するご意見、あるいはタワーの建設位置は住民が避難するための幹線道路沿いの集落近くへ建ててほしいといったご意見。

逆にですね、集落から離して23号線以南へ建設してほしいといったご意見。莫大なお金がかかる津波避難タワーを建設する必要があるのかといったご意見とかですね、津波避難タワーが建つことによって、この地域に色々なリス

クがあるのやということがわかってしまうと、そういったことからですね、もう建てやんでほしいといったご意見等もあったわけでございます。

しかしながらですね、私ども役場といたしましては、そういった色々なご意見もありますが、人命、安心・安全を一刻とも早く確保したいという思いから、今年度から大淀地区、八木戸浜田地区に対する津波避難タワーの整備に着手をさせていただいたところでございます。今後につきましてもですね、いろんなご意見があろうかと思いますが、地域の説明会を随時開催しながらですね、いろんな意見を参考にしながら、整備については進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。

防災会議で本当にいろんな意見が出て、いろんな話し合いをしっかりとされているというのは感じました。ただ、やっぱり不安な面と早く建ててほしいというふうな希望もありますけども、その不安をどのようにして軽減していくか、いかに住民さんの意見を取り入れて、よりその大淀地区、下御糸地区に適した防災タワーが建つかということをやっているほしいので、是非、よろしくお願いします。

で、その中でですね、今日は、先ほど言われたいろんな不安だったりとか要望というふうな中に、そういったものが建っちゃうと、危険な地域なので人が来づらくなるとかという意見も、ちょっと僕もお聞きをしたんです。で、言うてみりゃ無機質な建物、建造物がドーンと大きなものが目に見えるところで建ってしまうと、どうしてもそれにこう恐怖を感じたりとか、危険な地域なんだなというふうなことを感じるというようなことをお聞きしましたんですけども、そういったものをほかの地域で、そういうふうな防災タワーが建っているというのは、僕はちょっと見たこともないですし、聞いたこともないんですけども、特に大淀地域だと23号線から見えたりするとかいうふうな

ところもありますけども、あの防災タワー、大きな面が出てくると思いますので、それを使って広告、明和町をPRするとかというふうな形のものをつくったりとかいうことは、できるのかどうかというのも教えていただけないですかね。よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） ご質問いただきましたように、明和町の建築物についてはですね、紀宝町のような公共施設と兼ねるような避難施設は想定しておりません。あくまでも伊勢市の避難タワーをイメージいたしております。

で、西岡議員がおっしゃりましたですね、このタワー、無機質なコンクリートの塊でございいますので、これをどのように利活用していくかという部分についてはですね、今後、色々な考え方があろうかと思えます。ですので、その建物をですね、どう活用していくか等につきましてはですね、地元の意見を聞きながら、進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） これからの色々とお話をしていただいた中で、よりいい形ができればなと思えます。

それと、もう1点、一緒のように聞けば良かったんですけども、先ほど僕がお話させてもらった中でも、静岡の建てた小規模のタワーには、こう人が絶えず出入りができるような形がとられていました。それで以前は、そういったことはちょっとできないよと、防災タワーに関しては防災タワーだけなんで、そのとき、避難しているときしか入れないというようなことも聞いていたんですけども、管理というところの問題も出てくるとは思うんですけども、そういった形がほかのところとれているということですので、もしと言うか、これから建ってきたうえで、明和町としてはそういった自由にこう人が入って、要は人が入るということは、そこへ人が集まってくる。ここに

防災タワーが建っているんだと、避難したときにはここへやって来ないといけ
ないというふうな意識づけにもなると思いますので、そういった形での利
用も考えているかどうかというのも、教えてください。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 今のご質問の中でですね、静岡県というのは多
分、この間ご視察いただいた焼津市内の津波避難タワーであろうかと思いま
す。

で、焼津市の津波避難タワーについてはですね、24時間対応ということで、
避難スペースへの上り口に、何ら戸締りと申しますか、何もしてない状態
です。と申しますのも避難スペースに備蓄品等の備蓄もしていないというこ
とで、逆に言えば吹きさらしの状態のタワーでございます。そういったものが
市内に配置されておるということでございまして、そのような形を明和町で
は採用はしないつもりでおります。

と申しますのも、明和町の場合であればですね、やはり津波から緊急的に
避難する避難施設でございますので、普段にはですね、階段の上り口につい
ては、マンション等の自分の境界と隣の家の隣に仕切りがございまして、
何かあった際にはそれを蹴破ってと隣に避難してくださいというような形
ですね、ああいった形式のもので、普段使いはできないような形を想定し
ていきたい。または震度4以上の揺れが起こった場合に、その鍵が自動的にロ
ックできるというような、そういった部分もございまして。そういったこと
でですね、普段からその避難スペース、その建築物の中へ入れるということは
想定をしております。

しかしながらですね、西岡議員おっしゃられますとおり、この建築物相当
な大きな建築物になりますので、普段使い、利活用、先ほども広告のお話
いただきましたが、そういった利活用の面においてはですね、色々な活用の
仕方も考えられるのではないかと思います。例えば老人会等のもので、コミ
ュニティとか、こういった集まりの中でですね、その施設の下を利用し

ていただいて、色々な軽スポーツをやっていただくのも結構やろと思いますし、そういった活動の場としてはですね、ご利用いただくこともですね、検討はさせていただかんらんかなと。

ただし、あくまでも津波避難からの緊急避難施設でございますので、いくら広いと言ってもですね、車の駐車場等で開放するというような考え方、これについては緊急時、その車が支障になって避難ができなかったというようなことも起こり得るかもわかりません。物事のええ悪い等についてですね、できる、できやんということについてはですね、先ほども申しましたとおり、地元との懇談の中でですね、何ができる、できやんといったことをですね、明確にしながら進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） 度々ありがとうございます。

非常にいろんなことを考えてくれているんだなということは、本当に感じました。ただ、これから建ってくることで、利活用の面であったりとか、というところは懇談会とかワークショップの中でお話をして、よりいいものをつくっていただきたいと思います。

で、その中でですね、そういった考えであったりとか、意見の中でですね、今現在、設計とか計画というのはどこまで進んでいるのかというようなことも、ちょっと教えていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 西岡議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 現在の進捗状況についてのご質問でございます。

現在はですね、大淀1箇所、八木戸浜田1箇所につきまして、建設予定地の選定をようやく終わりました。現在のところ地権者のご同意を得られることはできております。

で、今現在ですね、その用地を取得するための法律、都市収用法という法

律と、広域の拡大の推進に関する法律という法律がございます。民民の土地の売買のようにすぐ契約して土地が買えるというような状況ではございませんで、そういった法律に則りまして、今、収用のそれぞれの土地取得の手続きに入らせていただいております。

設計はということでございますが、今後のスケジュールといたしましては、まず土地の売買をさせていただき、その後、設計に入らせていただきます。で、その都度、地域での説明会も開催させていただくのは当然でございますが、できましたら、この年内11月、12月までにはですね、建設のほうの着工に何とかたどり着きたいというのが現在のスケジュールでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

西岡議員。

○2番（西岡 厚） ありがとうございます。

住民さんからもですね、本当に建つのかというふうな声が聞くことがあります。こういった計画がこういうふうに進んでいくよというふうなことがお聞きできれば、住民さんも安心してくれると思いますので、ありがとうございます。

で、先ほどからずっと話の中でさせてもらっているんですけども、これからもですね、ワークショップや説明会、個人的なところであってもいいと思いますので、住民さんの意見を取り入れていただいて、より住民さん主体というわけじゃないですけども、住民さんに合った、その土地に合った防災タワーが建つような形で計画が進んでいくと望みますので、今後ともよろしくお願いします。

これで質問終わらせていただきますので、ありがとうございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、西岡厚議員の一般質問を終わります。

3番 中井啓悟議員

○議長（辻井 成人） 5番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「交通安全対策について」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

○3番（中井 啓悟） 議長より、登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして、一般質問のほうさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、昨年、町議会選挙に立候補し、後援者の方々のご支持をいただきと当選させていただいてから、早6カ月が経ちました。とにかく行政の仕組みなどわからないままではありましたが、当選直後の昨年12月議会におきまして、町道の計画についての一般質問をさせていただいたところです。そのときの質問内容は、町道広域圏道路、坂本前野線の一部区間をバイパスにするのかどうか。また、明和中央線全線についての今後の計画について質問をさせていただきました。

選挙運動時、色々な地区の支援者からさまざまな思いを聞かせていただいたことから、自分の議員活動の一つとして、なかなか一町民では行政にその思いを直接伝えられないこと、そのことを代弁し、暮らしやすい明和町をつくっていくための一役を担っていきたいとの思いからの質問であるということをご理解いただき、ご答弁いただきますことを、よろしくお願い申し上げます。

それでは、交通安全対策について、特に通学路の安全対策についての質問をさせていただきます。

私は、明和町の道路を見て、ふと歩道整備が遅れているのではないかと感じました。隣町の多気町などでは、主な幹線道路には歩道が設置されております。中には簡易的な歩道もあるようですが、最低限歩行者の安全対策はされていると思います。明和町ではどうでしょうか。

昨年12月の一般質問での広域圏道路のイオン前から佐田西出の区間まで、明和中央線23号線との交差点からミニストップまで、大淀役場坂本線の三交

精密から坂本交差点まで、北野役場馬之上線の北野から役場まで、明和の里の前の区間、それともう少して完成するであろう本郷勝見線など、役場周辺は整備されているようですが、その他の町道には歩道が設置されていないのではないのでしょうか。町道の本数、延長距離から見て、歩道の整備水準はどれほどのものか、お尋ねをしたいと思います。

また、通学路の質問に入らせていただくために、まずは明和町の道路計画はどのようになっているのかも、合わせてお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 中井議員さんのほうから、明和町の道路計画はどのようになっているのかということでのご質問を、まずいただきました。

町の道路計画を策定していくうえではですね、実は明和町はご案内のように、全域にですね、未線引きではありますけれども、都市計画区域、都市計画法の区域に指定をされていることが、まず1点。合わせまして農業振興地域にも指定されているということが2点目であります。

で、この道路計画を考えていくうえではですね、その基本となりますのは、町全体の土地利用、これをどう考えていこうかというそのことが、実は基本になっておりましてですね、その土地利用の計画の大元になります町の都市計画マスタープラン、色々と皆さん方からご意見等もいただいて、一応の絵を描いてございますが、そのマスタープラン、そのプランに基づいて町の総合計画、現在は第5次の前期計画ですが、これからいわゆる後期計画に入っていくわけでありましてけれども、そのマスタープランと、いわゆる総合計画、これらにこう色々と町のこれからの道路網の計画等々を表しているというのが、今の状態でございます。

で、マスタープランではですね、いわゆる土地施設という考え方の中で、この公共施設だとか学校だとか、あるいは色々なものですね、商業ゾーンだとかいろんな考え方をですね、一つは交通体系という形でですね、まとめさせていただきます、そしてそれらをどのようにその結んでいくか、これはいわ

ゆる道路網の整備という、そういう形ですね、計画を立てていくわけでありませう。

で、その中には幹線道路、あるいは補助幹線道路、集落内、生活道路、そういったような位置づけの中ですね、色々とその整備基準なり、整備の考え方を示しているわけでありませう。というのは大まかなお話でございますけれども、一つ具体的にはどうなのかと言うとですね、一つは明和町国道が1本あります。国道23号線、これが一番の広域の幹線道路という位置づけになります。それから県道鳥羽松、明和中央線、坂本前野川尻線、いわゆる国道、県道、町道の幹線道路1級、2級というような位置づけもしておりますけれども、それらをですね、骨格幹線道路として位置づけて、そして町全体のその集落をどのようにこう回していけば、住民の皆さんの生活がより暮らしやすくなるか、行動しやすくなるかと、当然、これからご質問いただく子どもたちの通学道路も一つの考え方の中に盛り込んでいるというのが、今の状況です。

で、そういった中ですね、実は国道は約6.1km、6,100m。これは県道がですね、9路線で3万8,723m、38km。これは国県ですので我々としてはその整備要望、計画については国県に対して改修も含めて要請をさせていただいております。ところが町ではですね、実は1,653路線実はございます。そして総延長が42万7,340 m、427kmというすごい延長になりますので、なかなかですね、先ほど整備率どんだけやというお話もいただきましたし、歩道のね、その部分もご質問いただきましたんですけれども、町道の改良率というのは約36%、それから舗装率が86.8%ということです。そして歩道につきましては、先ほどご指摘いただきました幹線含めてですが、19路線これやっていかなければならないという、その道路延長は約36kmで、ご指摘いただきましたように、歩道が整備されているのは8.3kmという、そういう状況になっておりまして、2割強の整備率ということでございます。

今日ですね、全国をこう眺めてみますとですね、子どもたちの通学時にお

ける交通事故、それらをこう心配されるご父兄の方たくさんおみえになりまして、何とか安全対策をとということでございます。町としましてはですね、学校とか、あるいは保護者、そういった方々からですね、多く要望をいただいております。特に通学路を最優先する形の中でですね、整備を進めていきたいという、そういうことでございます。

道路計画、第5次の後期計画がこれから作業に入るわけでありますので、そういった中でですね、ご指摘いただくような道路の考え方についても明確にしていきたいと、そのように思いますので、よろしく願い申し上げて答弁に代えさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） ありがとうございます。

明和町の道路整備の考え方は、昨年12月の一般質問の際に、もう少し踏み込んで質問させていただけたらなとは思っていたんですが、新設道路の考え方だけであり、既設道路の改良について、町独自でどうしていくかなどの考え方はないのでしょうか。

毎年、全町の自治会から道路の要望などが上がっていると思います。その整備はされていますでしょうか。自治会の道路要望を取り、年次計画を立て、町単でやれるところまでやればよいという考えではないのでしょうか。その点について答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 言い忘れましたが、道路改良、新設だけではなしにですね、既存の道路も安全を基本としてですね、幅員の見直し、あるいは交差点改良、そういったところをですね、色々考えながら改良を行っているということでございます。線形の改良というか、急カーブのところはちょっとならかにというような考え方もあるわけでございますが、町単要望の内容というふうに解釈をしますので、これはまち整備課長のほうから答弁を

させていただきます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 失礼します。

今の話の中でですね、町単事業、ご存じのとおりですね、町単事業については5年間の事業ということで、評価点をつけてですね、事業予算枠の中で採択をさせていただいております。

また、交付金事業に乗せられるものについても整理をしてですね、少しでも自治会の要望に応えられるよう考慮をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） では、その5年間での要望数はどのくらいあるのでしょうか。また、年間の事業予算はどれだけで、採択数はどれほどか、お伺いたしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 町単事業についてのですね、5年間の一応要望枠ということで、お話をさせていただきたいと思います。先般の総産委員会のほうでもですね、町単事業の採択をしていただきましたが、実際に24年から5年間事業ということで、累計をして4年目になるわけでございます。

町単改良事業で103の要望をいただいております。そのうち、この27年度で合計33箇所ですね、採択をしております。その他ということで、他の事業でですね、やったところも含めて全体としてはですね、103分の41ということで39%の進捗率となっております。

それと、町道舗装事業が32箇所いただいております。それについても採択累計12、で、その他実際に対応ができたということで2箇所、合計14箇所32箇所のうち14箇所の採択ということで43%、それと環境整備事業で17箇所いただいております。これにつきましては採択累計4箇所、そしてその他事業で1箇所ができ上がっております。17分の5ということで29%の採択をさ

ていただいております。例年ですね、事業枠ということの中で、この3事業については、合計3,800万円程度ですね、事業費で対応をさせていただいております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 細かい数字ありがとうございます。

新設道路も計画しなければいけないでしょうし、既設の道路改良も必要で、いくらお金があっても足りないのはわかります。

そこで、通学路の安全策について質問させていただきます。

私にも小学校に通う子どもがいて、毎日、通学団の皆と学校まで登校しています。通学団の子どもたちの列に自動車が日本全国で現実として起っている、そんなニュースを聞くたびに、親としては心配でなりません。その事故の例を見ても、道路事情は明和町よりいいものばかりではないかと感じます。無防備な子どもが歩いている。その横を徐行もせず、猛スピードで通り抜ける車もあり、運転手のマナーの悪さを感じることがあります。

明和町では、その最低限の安全対策が少し頼りないように感じます。通学、帰宅途中の子どもたちの横をマナーの悪い車が通過している、このことをどう感じられているのか、お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 本当に、こうヒヤッとする場面がたくさんあるということをお聞かせいただくということもあると思います。

その対策というよりも、この運転手のマナーが悪いというのは、もう松阪管内の運転手で、この間、明和町の交通安全協会の支部の報告会の中で、松阪の警察の署長が言われたんです。松阪で今事故が多いというのは、まずは運転手がマナーが悪いと、それから右折左折の合図をする人が遅いということと、しない人もおるといことがたくさんあるんだということと、それから信号無視というのが多いというのが言われました。

そのために、松阪地域で随分運転のマナーが悪いので事故が多いんだと、明和町も今年になって3人の方が亡くなられて、本当にこう交通安全警報、警報を出させていただいたというような事態があります。子どもたちの安全対策は本当に私どもも随分頭を悩ますようなところですよ。毎月1の付く日に、町長、副町長、私も含めて月1回は安全のおはよう運動みたいな形で、巡回させてもらっているんですけども、やはり子どもたち朝の場合は、随分と一列で歩くとか、そういうふういきちっと並んでくる。子どものほうがマナーがいいんじゃないかなという中身がありました。

本当に、こういつ起っても不思議でないような道路事情ですので、子どもたちにしっかりした歩行をするようにというのが、私どもができる教育関係で、学校に注意をさせていただいております。飛び出しとかそういうのがないようにと、本当にこう今年になって子どもたちが交通事故に遭ったというその通学上では、中学生の場合は本当に今年少のうございます。昨年度はもう4月中か5月中には5件ぐらいあったんですけども、今年になって、この間1件出てまいりました。この金曜日ぐらいに、どうやったら、軽自動車と正面衝突、なぜか、運転手がこうやっていて、前へ子どもが来たのがわからんだという事故、大した事故じゃなくて、こけて擦りむいたという程度のごとで、中学生も今年になってからは、そういう1件ぐらい。結局運転手のマナーが悪いのは、もう我々が、大人がやはり気をつけていってもらわなければならない問題かなというふうに思っています。本当に、日々事故のないことを祈りながら、日々過ごしております。以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） ありがとうございます。

そのマナーの悪い運転手、車を運転する方全員に、またそういう啓発のほうもお願いいたしたいと思います。

そして、その通学路の安全対策については、各地区で保護者等も交えて、

危険箇所を整備しているヒヤリハット調査というのがあると聞いております。その調査結果をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 明和町ではですね、平成22年に通学路の安全対策を行うためのヒヤリハット調査を行いました。全国に先駆けて調査をさせていただきました。危険な箇所があることがですね、図によって把握をすることができました。

そのときに調査結果として、各小学校、6小学校でございますが、各小学校とまち整備課、そして議会事務局のほうへもですね、その結果については置かせていただいておりますので、その内容についてはですね、また参考にさせていただければありがたいと思います。

ただ、このときですね、危険箇所というのが、6小学校で392箇所に上がりました。うち対策必要箇所ということで、私どもがですね、何らかの対策をせんならんという話の中では172箇所というふうなことで、対応をさせていただいておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） ありがとうございます。

では、これまでにその危険箇所に対して、どういう対策をしてこられたのか、お伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 実際にはですね、道路肩及び道路側溝をですね、整備をして歩道、また歩道空間をつくりだしました。あと交差点とか、路肩にカラー舗装を行って、車の運転者に注意喚起を促すように対応したところ。そして防護柵、デリネーター、道路反射鏡を設置したところ。

で、坂本の交差点についてはですね、やはり全体的な改良を検討せんならんということで、色々検討をさせていただいているところ。あとは区画線の

引き直し。で、警察と協議による区画線位置の変更を行って、歩道空間の創出を図りました。

上御糸校区ではですね、最近では中央線のヤンマー農機のところにですね、昨年、信号が付いたと思います。これにつきましては道路整備についてですね、私どものほうで整備をして、あと公安委員会のほうで信号を設置をしたという経緯がございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） はい、ありがとうございます。

毎年、各自治会から通学路の安全対策に対する要望があると聞きます。県道だから県に要望します。できなければ改善されないまま危険は放置され続けることになります。過去3年で自治会からの通学路の危険箇所の要望は何箇所ぐらい町のほうに上がってきているのか、お聞かせください。また、要望に対してどのぐらい改善できたかについても、合わせてお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 失礼します。

毎年ですね、自治会から上がってくるというよりも、この危険箇所についてはですね、このヒヤリハットの調査の結果を基にしてですね、整備を進めておるという考え方でございます。

基本的にはですね、交通管理者の警察と、道路管理者の町及び学校と協議をして、歩道空間をつくるハード事業をまち整備課で、そして規制等は公安委員会、そしてソフト事業については教育委員会で実践的な交通安全教育とか指導を行っております。

通学路の危険箇所の要望でございますが、緊急合同点検の対策必要箇所について整備を行っております。26年までのですね、3年間で99箇所の対策を実施しております。今、172箇所の対策箇所という話をさせていただきました。そのうちの99箇所についてですね、対策を実施いたしました。何分にも整

備するにはですね、国の補助事業である社会資本整備総合交付金事業により、予算の確保に努めるわけですが、本年度より明和町の通学路、交通安全プログラムというのを通学路の安全確保に取り組むということで、このことによってですね、補助金対応をするという考え方をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 県も町もお金がないというのは十分承知をしていますが、お金をかけずにできる安全対策もあるのではないのでしょうか。

車両の減速対策、また標識対策、スクールゾーンの表示など、やれることは色々あると思いますし、危険な箇所を迂回してもらうなど、通学路の変更などはできないのか、お伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 通学路の変更と言いますのは、教育委員会に上げてもらっているんですけども、変更はいつでもできるという。ただ、地域、学校と保護者とそれから地域、それから子どもたちの要望によって変更は可能になります。それを我々教育委員会が認めていくという方向です。なかなかその通学路の変更というのを、こちらからこうやりなさいということは一切やってませんので、やはり学校単位でそれを変更していこうとすればやれるということになります。

以前も学校でこう変更したらええやないかというふうな話もしたことがあるんです。斎宮小学校やともう県道ずっともう何十年ということになると、もっと迂回して外を通ったらどうやというふうな話もしたことがあるんですが、子どもたちやはり今までずっときちっとしますから、この道がいいということと。もう一つはですね、防犯関係があるんです。朝は集団で来るんでいいんですけども、帰りが三々五々子どもたち小さい子が帰ってくるときに不審者対策、誰も通らないような道を通すということは、不審者対策どうしていくかという中身があります。

今、大変たくさんボランティアの方で、見守りをさせていただいております。上御糸ではあの坂本のあの複雑な交差点は毎日地区の年寄りが来て、見守りをして必ずあこそに一人二人は立って、子どもたちを導いてくれますし、交通ボランティアの方おられます。明星でも毎朝本当に感心するんですけども、子どもの県道の横断は必ずボランティアの方が見えますし、その裏道へ行くんですけども、そこはもう付いて学校まで送っていただくと、そんなような必ずそのいろんな形で見守り隊の方々が、今やっさせていただいているので、本当にこうありがたいなと、もう頭の下がる思いで我々喜んでます。

そういうソフト面とか色々な形の人助けを借りながら、本当に事故なく今、推移しておりますので、これからは子どもたちと一緒に、また学校と一緒に対策を練っていききたいなと。通学路の変更についてはできるということです。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） ありがとうございます。

子どもの安全のためには、少し通学距離が長くなってもいいかと思うんですけど、その不審者対策等の問題もあるんで、いろんな問題ありますが、よろしく願いいたします。

明和町の、特に中学校の自転車通学などは、役場周辺の歩道が設置された道路に至るまでに、明和町内を縦横無尽に走っているほ場整備で整備され、町道として認定された農道を通学している生徒もたくさんいます。そういった道路にも通勤の車が入ってきている現状にありますので、農道の出入口に車が入りにくくなるようなポールなどを設置し、通学路優先の道路を考えていただけないでしょうか。そういった通学路優先の道路を指定し、通学する新たな通学路の指定をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（西岡 恵三） 中学生の通学路の認定は、本年度というよりも、毎年

毎年保護者向け、それから子ども向け、生徒向けに一覧表を出してあります。幹線というんですか、中央線も全町ですので、それぞれの家からこの道へ来なさいという誘導的な幹線をしますけども、中学生ほとんどそれを守ってはおりませんのが現状です。農道がもう本当に明星からこっちへ明和町へ来るときにはいっぱいあって、どの道を通るか、今日はこの道を通るって楽しんで学校へ来るのが現状でございます。

そんなような中で、本来、前も言わせてもらったんですけども、この道路は通学路に子どもに言うてない、指定してない、親にも言うてないという道路を、子どもが皆通ってます。だから保護者とか、地域の方はこれ通学道路やないかと、子ども通っておるといような言い方をされるんで、それで問い合わせると、いやそこは通学路やなくて、やはり通学路は幹線ですよという話をするんですけども、よくブルーガイドがずっとしてあるのが通学路やと皆さん思っておるんですが、本来はあれは指定されなかったんですけども、そちらのほうが先になってしまって、子どもが通いやすい道というのがあるんです。それを一旦してみようかなということもあります。

中学校には申し入れをしているんですけども、その役場前の偏角な斎宮へ行く、明星へ行く子どもたちが、役場前にこう殺到してきます。本当にこうすべての生徒が帰ってくると混雑しますので、申し入れをして明星の子らはもっと向こう、三井食品、あそこまで行って笹笛川をずっと行ったら行けるやないかという話をした。そこまで歩道がありますので。

ところが、これはそこを指定してしまうと、今度はいわゆる不審者対策、皆がそこを通っていくと、クラブやとかその遅く帰っていく子らがそこを通ったときに、どんなような状況になるんやというのは、不安材料としてあまり強く言えないところがあります。

それから、大淀から帰ってくる子らでもブルーで御厨野、相野へと通行するんですけども、この間、ある自治会の会合へ行ったら怒られたんですけども、笹笛の右岸が舗装されたんですね。あそこを子どもが通っておると、周

囲から見えないやないかと、草が生えて、それで危ないと、車ほとんど通らないので、あそこを子どもたちは2列、3列で話ながら登校していくんで、楽しい道路やと思うんですけども、それはもう通学路じゃないので注意をさせていただきましたけども、そんなことで中学校の子どもたちは活動的で、どの道を通って行くかというのが、それが楽しみで来ているというのは、議員も子どもころにはそんな楽しみ方をしたのではないかなというふうに皆大人は思うんですけども、それはさておいて、子どもたちの安全のためには、やはりきちっとした通学路についての指導をしていきたいというふうには思います。以上です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） ありがとうございます。

ちょっと先ほど質問したやつが、ちょっと漏れたように思うんですけども、その今現実通ってみえるようなところというのに、車両が入りにくくなるようなポールの設置はいかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（西岡 恵三） その点についてですね、やはりこう農道にしてもやはり車両が通ってきますので、入りにくいところにしてしまうことが、なかなか難しい点があります。以前の通学路で、ここは通学路になってますのでというポールを立てたいという、前、上田議員が大分とやられたときがあって、そのことについて修正小学校へ通う子らの農道に大変出てくるので、これはもうなっとしたらええかと、ポールを立てよという、それはもうやはりできないのが事実で、やはりここは通学路でご遠慮くださいという看板を立てよかというような形で、そういう形でとらさせていただきました。

そんなぐらいであって、やはりこうすべての道路を通学路であるから、車両は入ってくれるな、入るなというポールというような立て方になると、やはりまた違った苦情がきますので、その辺の対策があつて、ちょっと道路交

通法上には、やはり町としては立てにくい、公安委員会とかそういうのの許可を得る中身があって、やはり啓発の看板を立てるといような形で、遠慮願いますという中身でしか、ちょっと対応が今のところしていない、できないというのが現状です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。再質問はございませんか。

中井議員。

○3番（中井 啓悟） 私、防災用車両とか普通車も入るなというポールのことを言っているのではなくて、普通車でも入れるような、これ松阪市のですね、魚見橋から櫛田橋の東側の堤防道路です。ああいうところにあるような、この減速を目的とした設備、このようなものがあればなと思っておりますので、また前向きにご検討のほどよろしくお願いします。

色々素人考えで誠に失礼なことを申し上げましたが、お金をかけなくてもすぐに実行できる安全対策もあると思います。先ほども言わせていただきましたポールの設置もそうですし、車がスピードを出せないように舗装面に段差をつくるなどの対策も有効だと考えます。明和町の交通安全対策は、あまりにもハードありきであると思いますので、柔軟な発想をもってソフト面の対策も取り入れていただくことをお願いいたします。

悲しいことに、現在、明和町は年半ばで町内3人目の死亡事故が発生し、先ほど教育長も言われましたが、先日、交通事故多発警報が発令されました。このようなことが今後起こらないようにするためにも、子どもたちが安心して安全に通学でき、またそのような交通弱者に対して、温かく優しい気持ちをお持ちいただくことを、これがこうだから難しい、これがこうだからできませんというような後ろ向きな姿勢ではなく、こうやってみよう、工夫して努力してみようという前向きな考えのもと、道路整備を実現していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終らせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（辻井 成人） 以上で、中井啓悟議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これにて散会します。
ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 2時 47分）
